

板橋区長 坂本 健 様

2016 年度板橋区予算に対する予算要望書

2015 年 12 月 11 日

日本共産党板橋地区委員会
日本共産党板橋区議団

板橋区長 坂本 健 様

2016 年度予算編成に関する要望書提出にあたって

本日、日本共産党板橋区議団と同地区委員会は、2016 年度予算編成に関し、区政全般に渡る要望をまとめましたので、ここに提出いたします。

2014 年度決算において、板橋区の基金残高は、417 億円、財調基金は 185 億円となりました。人口増、低所得の課税者の増、地方消費税の増、そして東京に集中する企業収益や株取引などの収入増に支えられて、区財政は好転しています。

しかし、区民の暮らしに目を転じると、昨年 4 月の消費税 8%増税は厳しい消費不況を広げており、賃金の上昇は物価高に追いつかず、実質賃金は 2 年連続マイナスです。さらに年金のマクロ経済スライドによる引き下げ、生活保護の基準の引き下げ、医療の窓口負担の引き上げや国民健康保険料や介護保険料の引き上げなど、社会保障の負担が追い打ちをかけています。新しい介護保険事業計画も、子ども子育て支援新制度も、利用者にとっても事業者にとっても大変厳しいものになっています。

2016 年度は、板橋区が新たな基本構想の下での基本計画を実施する初年度となります。区民の声に耳を傾け、区民生活の困難に目を向け、基金積み上げを優先するのではなく、区民の暮らしに寄り添い、しっかり支える積極的な財政運営を心から要望いたします。また、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画は、老人福祉法や児童福祉法、地方自治法や教育基本法に基づく行政水準を低下させるものとなっています。「行政経営」を優先させるばかりに、地方自治体としての存在意義を見失うようなことにならないよう、強く要望いたします。

この度の要望書は、区内の団体や個人の方々から広く意見をいただきまとめたものです。一つひとつしっかりとご検討いただき、実現に向けて取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2015 年 12 月 11 日

日本共産党板橋区議会議員団
同 板橋地区委員会

2016年度予算要望 <目次>

1. 2016年度予算に対する重点要望	4
2. 区民参加・住民自治を貫き、民主的行財政運営を	11
3. 予防を第一に、大都市スーパー災害に備える	13
4. 高齢者福祉の充実を	15
5. 福祉・医療・保健衛生のいっそうの充実を	18
6. 安心して子どもを産み育てられる支援を	26
7. どの子ども大切にされる教育へ	29
8. 雇用・中小商工業者、農業への支援の強化を	36
9. 安心して住み続けられるまちづくりを	41
10. 原発をなくし、自然エネルギー社会の実現へ	46
11. 地球温暖化防止、環境施策の推進を	48
12. 文化・スポーツ・社会教育の充実を	51
13. 憲法第9条と平和都市宣言を活かす区政に	54
14. 地域要望	56

2016 年度予算に対する重点要望

<行財政運営>

- ・公共施設のあり方については統廃合ありきの計画を撤回し、区民参加で再検討すること。
- ・子どもの池を廃止しないこと。
- ・グリーンホールは区民への貸し出し施設としての本来の役割を果たすこと。
- ・板橋福祉事務所のグリーンホールへの移転は仮移転とし、ふさわしい場所に新設すること。
- ・男女平等推進センターの配置は仮移転とし、本移転の計画を検討すること。
- ・戸籍住民課の窓口業務を直営に戻すこと。
- ・更なる窓口業務委託の拡大をしないこと。
- ・恒常的超過勤務の解消、不払い残業の根絶、長時間労働を解消すること。業務量にふさわしい職員配置を行うこと。
- ・土木事務所の退職者不補充をやめ、必要な職員を増員すること。また土木事務所の委託化は行わないこと。
- ・学校・保育園の用務、調理の委託はやめること。
- ・臨時や非常勤が常態化している職場は、臨時職員は非常勤に、非常勤職員は正規化すること。
- ・ホテル生態環境館で行われていた、ホテルの外部からの「持ち込み」等の不正事件の全容を区民に明らかにすること。そのための第三者委員会を設置すること。
- ・民間委託、指定管理施設における危機管理マニュアルを定期的に点検し、必要な指導を行うこと。
- ・男性職員の育休取得率30%への引き上げのための具体的な対策を講ずること。
- ・女性管理職の登用の目標を設定し、その実現のための取り組みを具体化すること。
- ・公契約にかかわる賃金、労働条件の基準を、区として確立し、官製ワーキングプアを生まない対策を行うこと。
- ・建設業の「担い手三法」改正をうけて、入札・発注制度の改善を図ること。
- ・低入札価格調査の基準額と最低制限価格を引き上げること。また、入札制度について総合評価方式の導入を検討すること。
- ・小規模事業者登録制度を活用すること。
- ・住民税の滞納者に対して実情をよく把握した上で、むやみな徴収強化はしないこと。
- ・区政に若者の要望が反映できるように、若者の意向調査アンケートを実施すること。

<福祉>

●生活保護・生活困窮

- ・生活保護世帯で住宅扶助費基準が引き下がる2人世帯に対して、一律的な対応はせず、

これまでの基準の必要性を十分把握した対応をすること。

- ・生活保護の老齢加算廃止などの影響を緩和するため、区として法外援護事業を行うこと。
- ・生活保護世帯に対し、冬季だけでなく夏季においても熱中症対策としてエアコンなどの電気代加算を法外援護事業として実施すること。また法外援護事業の縮小はしないこと。
- ・『生活困窮者自立支援法』のもと設置する「自立相談支援センター」は区直営とすること。また、センターの窓口においても生活保護等の説明を必ず行うこと。
- ・自立相談支援センターでの「中間的就労」が最賃以下とならないようにすること。
- ・「生活困窮者自立支援法」のもと実施される事業は、派遣会社に委託しないこと。

●生活支援

- ・高校・専門学校・専修学校、また大学などにかかる教育費について、義務教育の就学援助に変わる返済なしの福祉修学資金をつくること。

●障害者福祉

- ・高島平のランドデザインの計画に、重度重複障害者の入所型生活介護施設の整備を入れること。
- ・新たな難病法では、地域支援ネットワーク組織「難病対策地域協議会」を保健所ごとに設置することとなっており、その設置を図ること。
- ・区の指定を受けて始まった「特定相談支援事業」において、介護給付の対象にならない「基幹相談支援」については区の委託事業としておこなうこと。
- ・福祉園の新設・増設計画をたてること。
- ・区立福祉園は定員を守り詰め込まないこと。
- ・難病患者も障害者の福祉サービスが利用できるよう、国・都に働きかけること。
- ・こども発達支援センターの年齢を、新たにできる発達障害者支援センター設置までの間、18歳まで拡大すること。
- ・まへの福祉作業所の建て替えの検討をすること。
- ・障害者福祉施策は原則無料となるよう、区独自の軽減策を行うこと。
- ・障害児等の放課後デイサービス事業を区内東南部に設置すること。
- ・障害児者の緊急一時保護施設の増設を行うこと。
- ・板橋キャンパス再編整備計画に、引き続き高齢者福祉施設と障害者福祉施設を併設できるよう東京都に働きかけ、設置を図ること。
- ・JHCのソーシャルハウス事業への支援の継続、過渡的雇用先の拡充を図ること。

●介護保険・高齢者福祉

- ・新たな介護保険制度改定のもとでも、認定調査を希望する人については認定申請を受けつけること。
- ・特養ホームの待機者で要介護1、2の要介護者とその家族に対する対応策を実施すること。
- ・特別養護老人ホームの増設を前倒しで実施すること。

- ・ 2015年度8月実施の利用料2割については、利用を抑制する人が生じないか把握し、必要な介護が縮小しないよう独自の軽減策を講じること。
- ・ 特養ホームの居室料に対し、区独自の負担軽減策を行うこと。
- ・ 重度の要介護者を在宅で介護している家族に対し、介護手当を実施すること。
- ・ 各施設で行っている入浴・送迎への独自の上乗せ補助を行なう、また宿直となる職員への上乗せ補助を実施すること。
- ・ 敬老入浴事業の申請方式を簡易に改善し、申請しやすくすること。入浴券の回数を増やすこと。値上げをしないこと。
- ・ 「いこいの家」の入浴事業を継続すること。また、新たな総合事業の一つの受け皿として充実させること。
- ・ 地域包括支援センターの職員配置の増と必要な専有面積を保障出来るよう、早急に計画をたてて進めること。
- ・ ふれあい館の有料化は行わないこと
- ・ シルバーパスを、70歳以上の障害者も利用できるように東京都に求め、コミュニティバスは70歳以上の障害者がシルバーパスを利用できるようにすること。

● 児童福祉

- ・ 認可保育園の待機児解消のために、分園含む認可保育園の増設計画をさらに増やすこと。
- ・ 認可保育園の新增設のために公有地の活用を積極的にすすめること。
- ・ 認可保育園の職員配置基準を守ること。民間の保育士不足に対応するため、民間保育園への補助を拡大すること。
- ・ 区立保育園において、0歳児の長時間保育を実施するために必要な人員配置を行うこと。
- ・ 区立保育園の民営化はやめること。
- ・ 認可保育園、小規模保育所、家庭福祉員の保育料を引き下げること。
- ・ 認可保育園を希望する児童数を把握し、詳細を公表すること。
- ・ 認可外保育施設(認証、保育室、条件を満たしたベビールーム)に通う乳幼児への保育料助成額を引き上げ、認可保育料との格差を改善すること。
- ・ 小規模保育はA型とすること。
- ・ 連携保育の設定は事業者任せとせず、区が主体的にかかわること。また区立園は連携施設とすること。
- ・ すべての障害児が入園できるよう必要な対策を図るとともに、正規職員の加配及び、非常勤を含むすべての職員の研修を実施すること。
- ・ 家庭福祉員及び小規模保育所の保育料は区が徴収すること。
- ・ 家庭福祉員が安心して保育できるよう、休暇保障、認可保育園との連携などの改善を図ること。
- ・ 都補助制度の見直しに伴い、減収となった私立保育園に対し、区として補てんすること。
- ・ あいキッズの運営委託費を増額すること。

- ・あいキッズにおいても、学童保育機能を守ること。長時間過ごすことになるキラキラタイム利用児童が、安定した生活となるよう、専用室を確保すること。
- ・あいキッズの学童機能について、サンサントタイムを利用する就労家庭の児童も対象とすること。
- ・児童館の削減計画を撤回すること。
- ・子ども家庭支援センターの体制強化のため人員増を図ること。
- ・こども医療費助成を高校生まで拡大すること。
- ・乳幼児医療費の入院時食事代への助成を行うこと。

<医療・保健衛生>

●医療

- ・高島平健康福祉センターは仮設ではなく本建設を急ぐこと。
- ・国に対し、後期高齢者医療制度における保険料軽減策の中止をしないよう強く求めること。
- ・東京都に対し、大気汚染医療費助成制度の存続を強く求め、対象疾病の拡充を求めること。また国の制度として公健法とは別に大気汚染による患者に対し「新しい救済制度の創設」を行うよう強く求めること。国が制度を創設するまでの間、区が独自の救済制度を創設すること。
- ・高すぎる国民健康保険料の板橋区独自の引き下げを検討すること。当面、区独自の保険料減免・減額制度を実施すること。
- ・国民健康保険における資格証発行を取りやめること。特に、継続した医療を必要としている難病患者などへの発行はただちにやめること。
- ・呼吸機能障害者へのパルスオキシメーターを日常生活用具の助成対象とすること。
- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の滞納世帯に対して、一律的な取り立て強化はやめ、生活実態の把握など、職員自ら訪問調査による暮らし全般の把握に努め、必要な場合は生活保護や法律相談など関係機関につなげること。
- ・75歳以上の医療費の無料化、65歳から74歳までの医療費負担軽減事業を行うこと。
- ・75歳以上の入院費の区独自の医療費助成を行うこと。

●保健衛生

- ・高齢者に対するインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチンへの全額助成を実施すること。
- ・健診事業に、新たな自己負担の導入はしないこと。
- ・産後1か月健診への助成を実施すること。
- ・母子手帳の交付は、保健師がおこなうこと。
- ・25歳以上の区民健診を行うこと。
- ・自殺対策の強化として、区民と接する機会が多い窓口に座る職員への「ゲートキーパー」

としての育成を進め、区内関係機関とのネットワークづくりを進め、自殺対策としての「区内連絡会」を確立すること。

<防災対策>

- ・災害対策基金条例を改正し、予防対策に活用すること。
- ・二次避難所となっている区立福祉園などの備蓄は、障害者が必要とする必需品を備えること。また、救急隊などが服薬などの情報を把握できるよう対策を講ずること。
- ・避難行動要援護者名簿および災害医療連携会議に難病患者を位置づけること。
- ・木造の一般個人住宅に対する耐震診断、耐震補強工事の助成制度の対象を、さらに拡大し、助成額を引き上げること。また障害者、高齢者、在宅療養の人、低所得者に対して、全額助成を行うこと。
- ・家具転倒防止金具取り付け工事助成制度の対象者の拡大と、助成額の引き上げを実施し、普及計画を明確にした取り組みを行うこと。
- ・感震ブレーカー設置促進を図るため、設置に対する補助制度を創設すること。
- ・ゲリラ豪雨で毎回被害が出る地域への緊急対策を講じること。

<被災地、被災者支援>

- ・被災地と区民との交流事業の更なる充実をはかること。
- ・被災地・被災者への支援を継続すること。

<中小業者の営業支援・雇用対策>

- ・プレミアム付き商品券の発行を継続すること
- ・中小企業向けの緊急融資を、経営相談とあわせて10年返済、据え置き3年など要件緩和を拡充すること。
- ・融資の審査において、税金完納を要件としないこと。
- ・中小零細の工場や商店の固定経費(家具や設備費)への補助を行なうこと。
- ・区内企業および事業者に対し、雇用継続、新規採用への支援を図ること。
- ・商店のリニューアル助成制度を作ること。
- ・住宅リフォーム助成制度を再構築すること。
- ・物価統制令で料金が決められている公衆浴場への支援として、消費税は非課税とするよう国に求めること。
- ・浴場の空白地域に新設ができるよう、用地確保、事業者の誘致などを行うこと。
- ・公衆浴場の設備費用助成制度を申請しやすくし、助成額を引き上げること。

<環境・住居・まちづくり>

- ・原発再稼働に反対し、再生可能エネルギーの普及に努めること。

- ・大規模建築物の緑化スペースを増やすため要綱改正をすすめること。
- ・区営住宅、高齢者住宅の新・増設計画をもつこと。
- ・民間賃貸住宅に暮らす低所得世帯に対し、家賃助成を行うこと。
- ・サービス付き高齢者住宅への家賃助成を行うこと。
- ・コミュニティーバスの新たな路線を実現すること。コミュニティーバスの乗車料金は1回100円とすること。
- ・駅前自転車駐車を新・増設すること。その際、必ず当日利用のスペースを確保すること。
- ・都市農業を継承できるよう必要な施策を行うこと。
- ・高島平のまちづくりは地域住民との合意を前提とすること。
- ・補助26号線ありきのまちづくりとならないようにすると同時に、大山のまちづくりは地権者・居住者・地域住民との合意をもとにすすめること。
- ・JR板橋駅前B用地を含めた開発計画は、地権者、地元商店街、西口再開発準備組合など関係者の合意をもとにすすめること。
- ・JR板橋駅のエレベーターを仮設でも早急に設置すること。

<教育>

- ・教育委員会は政治的中立の立場を堅持すること。
- ・学校での暴力を一掃すること。
- ・いじめをなくすために、厳罰化や指導強化で対応するのではなく、教職員が子どもに寄り添うことができる体制づくりを進めること。
- ・小規模校の廃校を前提とする「魅力ある学校づくりプラン」は見直すこと。
- ・生活保護基準の基準引き下げを就学援助に影響させないようにすること。
- ・就学援助の対象項目に、小中学校のPTA会費、中学校の生徒会費、クラブ活動費を加えること。
- ・学校医に指示されたメガネ・コンタクトレンズ代を就学援助の対象とすること。
- ・区立小中学校のすべての学年で、35人以下学級を独自に実施すること。
- ・年度途中で病欠等で教員に欠員が発生した場合には、速やかに代替教員を配置すること。
- ・学用品や学校給食費などの保護者負担を解消すること。
- ・学校図書館司書の日数、時間を増やすこと。
- ・学校図書蔵書の基本蔵書数を満たしていない学校に対して、図書購入費の増額を図ること。
- ・日本語学級の学習環境を改善すること。教材、指導内容などについて教員へのバックアップの体制を確立すること。
- ・教育相談所は、全区5地域程度に配置し、機能の充実を図ること。
- ・区立図書館は指定管理者制度をやめ、直営に切り替えること。

- ・中央図書館の建てかえやあり方について、平和公園への移転計画の押しつけはやめ、区民、利用者の声を最優先に検討すること。

<スポーツ・文化>

- ・スポーツ基本法に基づき「板橋区スポーツ推進計画」を策定すること。
- ・区立体育館の指定管理者と区スポーツ振興課、利用者との三者協議会を設置し、よりよい施設利用方法と運営方法ができるように話し合いの場を保障すること。
- ・青少年のスポーツクラブを支援すること。また、指導者、審判員の育成に取り組むこと。
- ・区内の音楽団体や文化活動団体への助成額を元に戻すこと。

<平和>

- ・平和都市宣言の精神にのっとり憲法擁護の立場を貫くこと。
- ・自衛官募集について、住民基本台帳による情報提供のあり方を見直すこと。また、適齢者情報の抽出閲覧の協力要請に応じないこと。
- ・人種差別、民族差別を助長し、暴力と人権侵害のヘイトスピーチに反対の意思を表明すること。

1. 区民参加・住民自治を貫き、民主的行財政運営を

参加と住民自治の課題を単なる「行政インフラの担い手」あるいは「地域社会統合の手段」としてみるのではなく、真に住民の発意と自覚的な連携を源泉とする存在へと豊かに発展させる必要があります。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」は、区民の発意に基づく計画であるべきです。そのためには、区政等に対する情報が公正・適切に提供されている必要があります。区の計画を押しつけるのでは、真の「参加と共同」のまちづくりを進めることはできません。

【国・東京都への要望】

1. 消費税の10%への増税はきっぱり中止を求めること。
2. オリンピックを理由にした開発行為は行わないこと。
3. マイナンバー法を中止すること。

【区に対して】

I. 職員に関すること

1. 清掃、用務、調理、土木作業など、現業部門の職員の新規採用を行い、年齢構成のバランスをよくすること。
2. 精神疾患による休職について原因を解明すること。職員メンタルヘルズ相談を充実させること。
3. 政策決定過程への女性の参加を進めること。
4. 保育園に、業務量にあったパソコンを整備すること。

II. 区有施設について

1. 公共施設の整備にあたって、区民サービスを低下させないこと、情報公開と区民参加で進めること。
2. 高島平健康福祉センターの本移転先を早期に決めること。
3. 保育園や特養ホーム、障害者施設など、行政需要の高い施設の整備に向けて、公有地を積極的に活用し、民有地の活用について、情報収集を行うこと。
4. 施設の維持補修、緊急補修を、あり方検討を理由に後回しにしないこと。

III. 契約について

1. 公契約の下で働く労働者の賃金が適正に支払われるよう、公契約条例の制定の検討を行うこと。
2. 公共工事において、適正な賃金確保と社会保険への加入を確実にするため、確認書の提出を求めること。
3. 低入札数値失格基準を定めること。
参考・新潟県（平成 26 年度）
 - ① 設計額における直接工事費の 95%未満
 - ② 設計額における共通仮設費の 90%未満
 - ③ 設計額における現場管理費の 80%未満
 - ④ 設計額における一般管理費の 30%未満
4. 工事契約にあたって、下請け企業の区内業者の採用率を引き上げること。
5. 小規模事業者登録制度を広く活用するとともに、活用促進のため、各課ごとの制度活用状況を公開すること。

IV. 区民参加・情報公開について

1. 審議会等会議体において、公募区民枠を拡大すること。
2. 審議会等会議体において、委員の男女比率を低下させず、区の目標数値 40%を実現すること。
3. 区民への負担増やサービス低下につながるような計画は、パブリックコメントですますことなく、区民や関係者への説明会を開催し、反対意見にも耳を傾けて、施策に反映させること。
4. 生活や営業の実態を無視し、生活再建につながらないような年金や給与の差し押さえはやめること。
5. 区民まつりのテント代について、非営利の区内団体は元に戻し、区民参加が広がるようにすること。

V. 指定管理者制度導入施設について

1. 指定管理者制度導入施設における、情報開示のあり方について、区として区民に対してすべての情報を公開することを大前提として、行政手続き上、明記すること。
2. 指定管理者制度の評価について、財務状況、労働条件等の外部委員による評価表を開示すること。
3. 指定管理者制度導入施設の災害対応マニュアルを開示すること。
4. 再委託先の企業名を明らかにして、区内業者の採用を 80%以上とすること。
5. 事業の収支状況、事業計画書、事業報告書等の様式を全庁的に統一すること。
6. 不透明な本社経費やその他の経費の計上のあり方について統一した基準を設けること。利益隠しが行われないようにすること。

7. 指定管理者施設を指導、監督、管理する職員体制を充実させること。

2. 予防を第一に、大都市スーパー災害に備える

首都直下型地震の被害想定は、首都機能への影響のみに限定した地震予測であり、被害想定が、人命と都民生活を守ることが二の次にされていることは重大な欠陥です。都市防火の専門家は、首都東京では阪神・淡路大震災をはるかに超える火災被害が発生することが容易に推察されるとしています。区民一人ひとりの命をどんな災害からも守っていくために、災害が起きてからの対策重視から、災害予防重視に転換し、思い切った財政支出を行うべきです。

【国・東京都に対して】

1. 災害時、保護者が帰宅できない子どものための保育園・あいキッズ・学校の備蓄物資などの費用を東京都が責任持つこと。

【区に対して】

1. 区民の目線で、地域の特性にあわせた被害想定や防災計画づくりを進めること。
2. 地域のハザードマップづくりは広く地域区民に周知し、実践的なものとして作成すること。
3. 非木造も含めて、被害想定の高危険度の地域の耐震助成制度をさらに強化すること。
4. 「家具転倒防止」器具の取り付け支援サービスを創設すること。
5. 「家具転倒防止」器具の取り付けでは、専門家のノウハウが活かされるようにすること。
6. 災害時に緊急車両等が到着できない事態を前提にして、消防団の処遇改善、消防団詰所の改善を行うこと。
7. 老朽化しているブロック塀、万年塀の改修助成を拡大すること。
8. 生垣化を防災の視点から強化すること。
9. 区内で液状化の危険がある地域は、ボーリング調査を改めておこなうこと。
10. 鉄道会社、高速道路会社に被災時の対応を、わかりやすく広く周知するよう求めること。
11. 居宅介護サービスを受けている区民、また災害時に援助が必要な区民の安全対策を、個別具体的なケースとして分類し、対策を検討すること。達成目標を明確にすること
12. 透析患者の避難体制、被災後の支援について検討すること。
13. 各地域に、地域の防災拠点を置き、応急的予防対策拠点かつ災害時の支援拠点としての機能を持たせること。災害時には区役所の防災センターの情報発信の受け皿

として、また防災センターへの情報発信者としての位置づけを持たせること。

14. 夜間も使える AED の設置場所を増やすこと。
15. 指定管理者施設も含めた BCP 計画を確立すること。
16. 災害時、保護者が帰宅できない子どものための保育園・あいキッズ・学校の備蓄物資の総量を具体的に検証し、増量すること。また、現在アレルギーを持っている子どもの備蓄対策を行い、毎年見直すこと。
17. 耐震上、あるいは老化の激しい児童福祉施設の改築を緊急に実施すること。また、耐震化は躯体のみならず、天井、窓ガラスなど非構造部分の耐震化状況を把握し、保育園など児童福祉施設など公民を問わず 100%対応すること。
18. 区が配布した消火器について点検と消火剤交換を実施すること。

3. 高齢者福祉の充実を

2015年度から介護保険制度の大きな改定が行われ、第6期事業計画に入りました。新たな改正により、特養ホーム入所者の対象要件が縮小され、また8月からは利用料の負担増や軽減措置の要件切り下げなど、保険あって介護なし、金の切れ目が介護の切れ目、介護難民の拡大が余儀なくされる事態がますます広がっていきつつあります。また、施設・事業所など、現場のマンパワー不足、専門性の維持の厳しい実態は深刻さを増しています。こうした国の改悪から区が、高齢者への経済的、精神的、肉体的な負担増を取り除く施策を実施するよう強く求めます。

I. 介護保険制度にかかわって

【国・東京都への要望】

1. 介護保険給付事業に要支援の訪問・通所介護をもどすよう求めること。
2. 特別養護老人ホームの入所基準をもどすよう求めること。
3. 利用料負担・補足給付の基準をもとに戻すよう求めること。
4. 介護職員処遇改善交付金については保険料の負担増とならないよう、またその要件の緩和を行うよう、国に求めること。
5. 特別養護老人ホームなどの介護施設の新規設置への土地代補助を復活するよう、国に求めること。
6. 特別養護老人ホームや老人保健施設のユニット化・個室化推進は、居室費が負担となって、入りたくても入れない実態が広がっています。居室代をなくすよう国に求めること。
7. 地域密着型サービス事業への国や都の財政支援強化を求めること。
8. 地域支援事業への財源保障の拡充を強く求めること。
9. 医療保険と介護保険が併用できるよう、制度の改善を国に求めること。
10. 医療機関内、診察室でもホームヘルパーが利用できるよう、制度改善を求めること。
11. 国・東京都に対して「家族介護」「老老介護」が深刻になっている事態に対し「家族介護手当」の創設を求めること。
12. 東京都健康長寿医療センターの建て替え後の空いたスペースに、特別養護老人ホームやグループホーム、老人保健施設、小規模多機能型施設、デイサービスなどの通所施設を東京都に強く求めること。あわせて障害者の通所施設などを併設することを求めること。

【区への要望】

- 地域支援事業について

1. 地域包括支援センターへの人的増配置とスペースの確保をはかること。
2. 新しい総合事業における区独自の緩和型の報酬額を国基準まで引き上げること。
3. 介護保険の申請時、本人が介護の認定審査を希望している場合は認定審査を行うこと。
4. 現在受けている介護サービスの水準が、新しい総合事業に移ることで低下することのないよう、一般施策での生活介護の実施など、対策を講じること。
5. 新しい総合事業における事業の受け皿について、区が責任をもってその育成、実態把握を行うこと。
6. 社会福祉協議会が実施している「ぬくもりサービス」において、新しい総合事業の受け皿を実施する場合は、従事する人の専門性育成を図ると同時に、利用料引き下げにより会員の収入が減らないよう、差額分を区が補助金増額するなど、何らかの対策を図ること。
7. 雇用労働者は有資格とすること。
8. 地域におけるサロン活動への場所の確保・財政面への支援を強化すること。
9. 区内の浴場を借りて実施している介護予防事業について、実施回数の増と諸経費への財源保障のための予算増額を行うこと。
10. ボランティアへの研修、ヘルパー養成講座などを実施し、専門性の育成を図ること。

○介護給付事業

1. 地域密着型サービス事業の基盤整備に対し、区独自の財政支援を検討すること。
2. 民間特養ホームが需要に見合っただけの基盤整備ができるまでの間だけでも、区立特養ホームを整備して緊急を要する待機者への施設整備を図ること。
3. 「ケアハウス」を大幅に増設すること。
4. 65歳未満まで障害者施策のもと介護を受けてきた区民に対し、65歳で介護保険優先になったために生じる自己負担増による利用抑制に対し、軽減策を講じて受けるサービスの後退が起きないようにすること。

○その他介護保険とかかわる施策

1. 介護保険外の介護を実施し、いわゆる隙間問題を改善すること。
2. 社会福祉協議会が実施している「ぬくもりサービス」に対し、区からの補助金を引き上げて、利用料を介護保険並みに引き下げること。
3. おとしより保健福祉センターで実施している「生活支援ヘルパー」の対象者を、要介護・要支援・またはその家族へ拡充すること。

Ⅱ. 高齢者の福祉サービスの充実を

【国と東京都への要望】

1. シルバーパス事業でのシルバーパス券購入額について、収入に応じた負担となるよう改善を求めること。

2. 障害者がシルバーパスも都営交通無料パスも利用できるように改善を求めること。
3. 老人福祉手当や老人医療費助成事業の再開を求めること。
4. 年金の支給開始年齢の 68 歳への引き上げ、また年金引き下げ計画の中止を強く求めること。

【区への要望】

1. 福祉タクシー券支給事業を重度の要介護者にも広げること。
2. 要介護透析患者の老後対策として透析施設と併設の介護老人福祉施設を増やすこと。
3. 敬老入浴事業の回数を増やすこと。
4. 敬老入浴(仮称)事業における自己負担額の引き上げをしないこと。
5. 「家族介護」に対する何らかの支援を実施すること。
6. ふれあい館の有料化はやらないこと。
7. ふれあい館の指定管理者による運営については、指定管理者の事業だけでなく、利用者が希望する趣味などを保障するなど、一人一人の高齢者の人権を尊重したものとなるよう、指導すること。
8. 高齢者の低所得者に対する家賃助成事業を行うこと。
9. サービス付き住宅に区独自の上乗せ家賃助成を行うこと。
10. 板老連事務所を東上線と三田線沿いの便利な場所に移すこと。
11. 敬老入浴事業の申請手続きについて、対象となる高齢者全員に申請用紙が配布できるよう改善を図ること。

4. 福祉・医療・保健衛生のいっそうの充実を

消費税の引き上げは社会保障の充実どころか、いっそうの負担増をもたらしています。この間法の改悪で進められてきた、社会保障を「自己責任」論で展開していこうとする政治の責任は重大です。憲法第25条に定められた精神を逸脱している国政に対し、強くものをいい、そして区民の命と健康まもる防波堤としての区の役割はいっそう重要になっており、一自治体として住民を守り支える施策の強化・拡充を求めます。

またあらゆる施策が「民への開放」となり、区民の人権をどう守るのか、区の責任が問われています。区民の福祉の向上を基本とした区の姿勢を求めます。

ようやく「障害者権利条約」が批准され、そのもとでの施策充実が期待されるところです。権利条約の精神があらゆる区の施策に反映されるよう強く求めます。

【国・東京都への重点要望】

1. 生活保護基準の引き下げをしないよう国に強く求めること。
2. 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を強く求めること。
3. 後期高齢者医療保険料の引き上げとならないよう、必要な財源を国・東京都に強く求めつつ、連合議会に引き上げないことを強く求めること。
4. 「障害者権利条約」の精神のもと、応益負担の考え方が残っている「障害者総合支援法」ではなく、「障害者総合福祉法」への見直しを強く求めること。
5. 障害年金の増額を求めること。
6. 障害者の入所施設への補助金制度について、同じ自治体に1か所という要件について拡充を図るよう求めること。
7. 障害者が65歳になったときに介護保険制度が優先になるため引き起こされるサービス水準の低下と自己負担の増大に対し、改善できる対策を求めること。
8. 豊島病院のNICUの復活を引き続き強く求めること。
9. 「最低保障年金制度」の創設を強く求めること。
10. 特定健診に対する国と東京都の財政負担拡充を強く求めること。
11. 後期高齢者医療制度の下での健診事業に対する財源保障を求めること。
12. 混合診療が全面解禁となるTPPへの参加は撤回するよう強く求めること。
13. 難病患者の自己負担上限額引き上げにより、継続した医療を受けることが困難にならないよう、法の改正を求めること。
14. 国民皆保険のもとでの医療制度を守り、食の安全のために、TPPへの参加は撤回するよう求めること。
15. 高い国民健康保険料を引き下げるための国庫支出額の増額、財政支援強化を強く求めること。
16. 「乳幼児・子ども医療費助成事業」を国制度として実施するよう求めること。

17. 東京都が実施している「大気汚染公害患者への医療費助成」を国制度として実施するよう、強く求めるとともに、「慢性気管支炎、肺気腫」へも対象疾病を広げるよう強く求めること。また東京都の制度後退となる改正の撤回を求めること。
18. 心身障害者医療費助成について、65歳以上の新規患者で非課税者に対して助成を実施するよう求めること。
19. 心身障害者福祉手当の対象を、65歳以上の新規の障害者、難病患者へも広げるよう強く求めること。
20. 東京都に対し、手話通訳派遣事業の再開を求めること。
21. 「サービス等利用計画作成」の報酬単価拡大を求めること。
22. 東京都の板橋キャンパス整備計画に第2の障害者福祉センターの設置ができるよう要望すること。
23. 生活保護世帯で大学進学が保障されるよう改善を求めること。
24. 寡婦控除の適用を拡大すること。父子家庭に対し、母子家庭と同等の支援を実施すること。

【国・東京都への要望】

1. 在外被爆者、2世、3世が除外されている現行被爆者援護法の改正を求めること。
2. 難病患者・精神障害者へ都営交通無料乗車券を発行するよう東京都に求めること。
3. 障害者総合支援法により難病患者も障害者の仲間となりました。現在障害者が利用しているさまざまなサービスを同じように利用できるよう国や都に働きかけること。
4. 最重度の障害者に対するヘルパー派遣を保障するために、研修期間の生活保障を求めること。
5. 障害者などの無年金者への公的社会保障を行うよう求めること。
6. 知的障害者が安心してさまざまなサービスを利用できるよう、相談支援に対する報酬加算を国・都に求めること。
7. 障害者手帳を持たない「高次脳機能障害」「発達障害」「若年性認知症」「吃音症」「難病患者」の人に対し、福祉・就労などの支援を推進・拡充するよう求めること。
8. 重度の障害児の学童クラブを保障できるように、特別支援学校の活用を東京都と連携して実施できるようにすること。
9. 成年後見人制度利用時のかかる費用を引き下げ、利用しやすくなるよう改善を求めること。
10. 障害者の通所施設で「医療的ケア」が行える施設を増やすため、補助金の増額などを求めること。
11. 都の要綱で定められた重度身体障害者グループホーム利用の肢体不自由者(障害者手帳1級)にも家賃補助が適応できるよう働きかけること。
12. グループホーム整備のため、所有地が活用できるように働きかけ、あわせて家賃助成

増額についても働きかけること。

13. すべての通所施設を利用する障害者に対し、交通費補助を国制度で実施するよう求めること。
14. パーキンソン病の特定疾患認定審査については、医師の診断により投薬、治療を開始した時から認定とするよう求めること。
15. インターフェロン治療を受けることのできないウイルス性肝硬変・肝がんにかかわる医療費の助成制度の創設を求めること。
16. 身体障害者福祉法の肝機能障害者による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度を求めること。
17. 障害者・難病患者に対する肺炎球菌ワクチン接種助成の実施を求めること。
18. 通院などで交通機関を多く利用する透析患者のかかる負担を軽減するため、民営バスの無料化、民営鉄道の割引実施、JRの距離制限撤廃を働きかけること。

[区への要望]

(1) 路上生活者の命と健康を守り、生活保障と仕事確保を

1. 路上で生活している人を減らす取り組みを強化すること。そのためにもさまざまな自立のための施策があることを周知できる取り組みを行うこと。また日常的に様々な相談が一つの窓口でできるようにすること。
2. 庁舎関係で何らかの就労場所が提供できないか検討すること。
3. アパート契約時の様々なトラブルを改善できる対策を区としてとること。
4. 区が賃貸契約を締結するなど、居室の確保・提供を行うこと。

(2) 生活保護受給者・低所得者への対応について

1. 稼働年齢で生活保護世帯の人に対し、一律的な就労指導を行わないこと。これまでの生活、就職先でのこと、また健康面への不安、精神的なケアなど、ひとりひとりの状況に応じたきめ細かな対応を全職員が心がけるようにすること。
2. 職業訓練・就業訓練を民間業者と連携して実施すること。
3. 生業扶助の中の技能習得費における自立支援プログラムを積極的に活用すること。
4. いわゆる『脱法ハウス』や貧困ビジネスと思われる相談について、庁内連携で対応すること。
5. 生活保護、低所得世帯に、無料塾の拡充をはじめ、進学に必要な支援の強化を図ること。

(3) ひとり親家庭の自立支援強化を

1. 母子支援施設の増設置を図ること。
2. 父子家庭に対しても福祉資金貸付事業を行うこと。

3. 寡婦控除のみなし適用を実施すること。

(4) 原爆被爆者に対する公的支援強化を

1. 補助金の増額を図ること。

(5) 区民の医療を受ける権利を守る施策充実を

1. 在宅酸素患者に対し、区独自での電気代助成を図ること。
2. 国が助成するまでの間、区として障害者・難病患者に対する肺炎球菌ワクチン接種助成を行うこと。
3. ヘルプカードを示した時、まわりの区民が対応できるよう理解を進めること。
4. 風疹予防接種については新年度も継続するとともに、20代～40代男性が接種できるようにすること。
5. 乳幼児・子ども医療費助成事業における「食事療養費」の自己負担をなくすため、助成を行うこと。
6. 慢性閉塞性肺疾患〔COPD〕は長期喫煙により発症するといわれており、区内中学生に当事者の体験談を聞く機会を設け、喫煙防止教育を進めること。
7. 医療機関の多い板橋区として、女性医師が働き続けられるように、奨学金制度をつくるなど医学生や病院への支援に取り組むこと。

(6) 自立支援法から障害者を守り、地域で障害者が生きていける施策充実を

1. 卒後、就労への訓練場所として「福祉工場」あるいは専門学校のような一般就労につなげるための施策を拡充すること。
2. 障害児の放課後対策事業の拡充をすること。また、特別支援学校が利用できるように東京都との連携を図ること。東上線沿線への設置を急ぐこと。
3. 障害者の日中一時施設を増設するとともに、短期入所施設を増設を進めること。
4. 移送サービス事業を地域生活支援事業として位置付けること。
5. 福祉園の定員緩和でのつめこみをやめて、必要なだけの福祉園などの施設増設を図ること。また、週5日間の通所は保障しつつけること。
6. 重度障害者の介護を支えるため、ヘルパーなどの報酬に区独自で上乘せして、安定した雇用が図れるようにすること。
7. 福祉園の機能の拡充(入浴サービスやショートステイ、また施設設備開放利用)を図ること。その際に必要な専任の職員を配置すること。各福祉園でトワイライトケアの実施を検討すること。
8. 新たに設置される「若葉ゆめの園」の開設が新年度4月以降となるようですが、通所を希望している27年度卒業生については、日中活動が保障されるように区としてきちんと支援を図ること。

9. 福祉園における常勤職員の増配置を行うこと。また宿泊訓練を2泊3日に戻すこと。
10. 赤塚ホーム以外の緊急一時保護施設を新設すること。また福祉園でも緊急時の利用延長など、一時的にあずかれるようにすること。または区内短期入所施設に「緊急保護枠」を確保すること。また医療的ケアを必要とする障害者の利用も認めること。
11. 森の家を安心して利用できるよう、体験宿泊訓練の場への補助金の増額とヘルパー利用を認めること。
12. グループホームの新設時に近隣住民、不動産、地主、大家に生じやすい不安などの「ハードル」への対策を図ること。
13. グループホームに建物を転用する際の用途変更については、安全性が確認された時は「寄宿舍」への用途変更含め、柔軟な対応を行い、グループホームの増設を進めること。
14. 障害者相談支援事業については、経験豊かな福祉専門職がいる基幹相談支援センターを早期に実現させること。判定や支給決定機関とは独立させ、365日24時間の相談が受けられる体制を整えること。
15. 相談支援を実施する場合は交通の便がいいところとし、継続的にコーディネートできる体制を整えること。
16. 「高次脳機能障害」「発達障害」の対応策を始めましたが、潜在するニーズを区が把握し、そのうえで対策を進めること。
17. 福祉タクシー券を愛の手帳3度、内部障害者3級への拡充をはかること。また枚数の拡充を図ること。
18. 福祉事務所に配置されている手話通訳者を正規職員とし、通訳不在の状態を改善すること。
19. 障害児の余暇活動を実施している団体への助成額を拡充すること。
20. 重度・重複の障害児を受け入れる放課後等デイサービスができるよう、区として支援対策を図ること。
21. 各福祉園への区独自上乗せ補助金は今後も継続すること。
22. 地域活動支援センターに対し、固定費として家賃助成を行うこと。
23. 就労継続型施設に対し、区の仕事、区関連の仕事発注を増やすこと。
24. 福祉園の生活介護施設すべてに医療的ケアが行える体制を整備すること。
25. 障害者の雇用について、特に知的と精神障害者の就労の場を庁内、出先機関において「過渡的就労」「職場体験学習」も含め、引き続き拡充すること。また就労先での定着を図るためにも「ジョブコーチ」の拡充強化を引き続き行うこと。
26. 障害者就労支援センターハートワークの人員体制を強化すること。
27. 区の障害者雇用を、すべての障害を対象とすること。
28. 障害者団体への補助金を増やすこと。
29. 区役所庁舎、公共施設などに設置されている「だれでもトイレ」は、その設備がない

と利用できない障害者が、利用できないことが起きる事例をなくすよう改善を図ること。

30. 庁舎1階において障害者の働く場、社会参加の場としての店舗などのスペースを常設すること。
31. グループホームの整備のため、区営住宅の活用も含め、区の土地や施設で可能なところについて貸し出しを行うこと。また区内の地主への土地の提供の働きかけを行うこと。
32. 体験型グループホームを区として取り組むこと。
33. キッズガーデンが実施している「療育事業」に対し、区の委託事業、もしくは財政支援強化を図ること。
34. 区内に本拠をもつ社会福祉法人・NPO法人が、今後新規事業を立ち上げる時、既存事業と同様の家賃補助を実施すること。
35. 障害者割引制度の周知とその拡大を図ること。

(7) 発達障害児者への支援強化の推進を

1. 新たに設置される発達障害者の支援センターについては、いつでも居場所として利用ができ、仕事帰りに立ち寄れる時間帯まで開所すること。
2. 区民への発達障害への啓発を行うこと。
3. 自分が障害であることに対し受容できない人はたくさんいます。そうした人に対する支援ができるよう、支援センターを中心とした支援の実施を検討し対応すること。

(8) 精神障害者の自立と社会参加の促進を

1. 自立支援医療費の自己負担額への独自助成を行うこと。
2. 施設利用料への自己負担額軽減を図ること。
3. 「過渡的雇用」の場の開発を庁舎関係含めて強化拡充すること。
4. 公園清掃の委託について、区内障害者施設への委託を拡大すること。
5. 就労継続B型を希望する精神障害者が複雑で難しい手続きなしで利用できるような改善を図ること。
6. 重度の精神障害者への「福祉タクシー券」を支給すること。
7. グループホーム運営費への補助金増額を行うこと。
8. 住宅確保と公的な保証人制度を設置すること。
9. JHC板橋のクラブハウス事業への区の補助を継続すること。
10. ピアカウンセリング研修を区の事業として認め、その要請に努めること。
11. 「基幹相談支援事業所」を新年度必ず設置すること。
12. 板橋区独自の「いのちの電話」を24時間体制で実施すること。
13. 私鉄の障害者割引ができるよう、関係機関と話し合って実現につなげてください。

(9) 難病患者の命と健康を守る支援強化を

1. 「障害者総合支援法」の下で、区内施設の使用料・また手数料などについても難病患者に対しても障害者と同じにすること。
2. 難病患者が社会的入院とならないため、通院体制の整備を図ること。
3. インターフェロン治療を受けることができないウイルス性肝炎患者や肝硬変患者に対し、医療費助成を行うこと。
4. パルスオキシメーターの支給について対象範囲の拡充を図ること。
5. 呼吸機能障害者へのパルスオキシメーターを日常生活用具の助成対象とすること。
6. 慢性閉塞性肺疾患〔COPD〕を減らすためにも、当事者の体験談を聞く機会を中学校などで行うこと。
7. 難病患者、その家族に、医療、生活、福祉、就労の実態調査を行い、その結果を踏まえた必要な支援を行うこと。
8. 透析患者などへの福祉タクシー券を増やすこと。
9. 医療費助成の申請時に、住民票などを取る際にかかる手数料について、国や東京都が実施するまでの間、区として助成を行うこと。
10. 難病患者に対して福祉用具のレンタル制度を導入すること。また、必要に応じてヘルパーの派遣を行うこと。

(10) 呼吸器疾患を持つ患者の命と健康を守る施策強化を

1. 「ぜんそく医療費助成制度」を患者などに周知徹底するため、ポスターの掲示強化を行い、町会回覧板へもチラシを回覧できるよう取り組むこと。
2. 公健法に基づく公害病認定の等級については、区分 3 級適用者を実態に即して 2 級に引きあげること。また見直しまたは更新の際の医師の所見内容を本人に必ず情報開示したうえで、区に提出するよう改善を図ること。
3. 見直し、または更新時の「審査会」の審議内容を申請者本人が理解できるように情報開示すること。
4. 毎年行われている公害患者会主催の転地療養事業に対し、区の補助を行うこと。
5. 1泊2日のリハビリテーション事業を実施すること。また気軽に健康回復事業へ患者が参加できるよう、本人に直接お知らせをすること。
6. 子どものキャンプ事業を復活すること。またプール教室を利用しやすいように改善し、回数を増やすこと。

(11) 区民の健康づくり、健診事業の充実を

1. 歯科検診（8020）を充実するために、健診年齢のさらなる拡充と啓発事業の強化を図ること。

2. 議会でも全会一致で採択されている慢性腎臓病（CKD）対策として、特定健診の受診率を高めるための周知拡充、また呉モデルのような事業を参考にして実効ある対策を進めること。
3. 区内での乳がん検診ができる医療機関をもっと増やすこと。
4. 現行の健診事業の無料化を存続すること。
5. 精神障害者、発達障害者が増加しており、保健師の増配置を進めること。また庁舎内保健室等に保健師を配置すること。
6. 区立保育園での「食育」を進めるためにも、栄養士を全園に配置すること。
7. インフルエンザ予防接種の助成を、住民税非課税の高齢者、およびぜんそく患者に行うこと。
8. 「東京都健康増進型公衆浴場改築支援補助事業」の申請要綱を東京都と合わせ、予算化をすること。

(12) 食品衛生・安全を守る施策の強化を

1. 遺伝子組み替え食品に対する安全対策、情報提供、表示義務付けなどの指導を強化すること。その指導は特に福祉園や特別養護老人ホームなど、抵抗力が低い乳幼児、障害児者、高齢者が利用する施設への指導をすること。
2. 区内の食品加工、販売、製造にかかわるすべての業者に対する消費期限日時の不正などを監察する機能を区独自でも強化するため、食品衛生監視員の増配置など体制強化を引き続き図ること。
3. 区内の井戸水について、区が責任を持って水質検査を実施すること。また所有者の了解のもと、検査結果、飲用可能か不可能かの掲示を行うこと。

(13) 動物との共生について

1. 飼い主のいない猫の対策として
 - ・不妊去勢に対する助成金を大幅に引き上げること。
 - ・ボランティア登録制度を創設し、登録証を発行すること。
 - ・区保健所で捕獲器を設置し、必要に応じて貸出をすること。
 - ・登録ボランティアが連れてきた「飼い主のいない猫」の不妊去勢については、動物の医療機関と連携し、その手術代について区の助成金で直接清算できるような仕組みを構築すること。
 - ・「飼い主のいない猫」のボランティア活動について、区民にわかりやすく周知すること。
 - ・区内各地域(自治会・町会)に対し、今まで以上に積極的に働きかけ、TNRまで取り組めるような取り組みをすること。

5. 安心して子どもを産み育てられる支援を

『子ども子育て支援新制度』がスタートしましたが、導入後も詳細が決まらないなど、大きな混乱をもたらしました。また、期待された幼稚園の移行は一部にとどまるなど、新制度導入の効果は出ていたとは言えません。子どもの貧困対策や、子育て世代への経済的支援子どもに関わるあらゆる環境の改善を求めるものです。

【国・東京都への要望】

1. 子ども子育て新制度は、実態を反映したものに改善すること。
2. 新制度の財源は消費税に頼らない安定した財源とするよう求めること。
3. 公定価格は保育や教育の充実となるよう設定すること。
4. 保育園の待機児対策は、従来でいう認可保育園の新增設を基本とすること。
5. 認可保育園の増設など、保育の充実に地方自治体が行き届く予算を拡充すること。
6. 認証保育所の父母負担を軽減すること。また未充足に対する補助金を実施すること。
7. 東京都の『サービス推進経費』の導入によって削減された人件費を元に戻すこと。『公私格差是正事業』の復活を強く求めること。
8. 「人口 50 万人に最低 1 か所程度が必要」（厚生労働省の児童相談所運営指針）とされている児童相談所について、その基準にふさわしく設置すること。
9. 児童相談所の体制を強化すること。
10. 次世代育成支援法により義務化された中小企業の「次世代育成支援行動計画」が策定できるよう財政支援を行うこと。

【区に対して】

I. 子ども子育て新制度における未就学児の保育や教育について

○保育園

1. 児童福祉法に基づき、これまで積み上げてきた板橋区の保育水準を引き下げないこと。
2. 多様な実施主体の参入により、保育水準が低下しないよう、区として調査や必要な指導を実施すること。
3. 事業者との連携を重視し、必要な支援は独自に実施、上乘せ等を図ること。
4. 待機児対策については、定員の詰め込みをしないこと。これまでの都・区の基準による一人あたりの面積を確保し、保育水準を守ること。
5. 区立保育園の給食調理、用務の民間委託をやめること。
6. 待機児童解消は、公私立保育園の新設を基本にすえ、さらに新設計画を明確にすること。
7. 区立保育園の0歳児と障害児の保育時間拡大については、必要な人員配置を図ること。
8. 私立認可保育園が行っている一時預かり事業に対する加算を行うこと。

9. 私立認可保育園が行っている延長保育事業について加算を行うこと。
10. 私立認可保育園の事務職員の常勤化をはかるための加算補助を行うこと。
11. 保育士への障害に関する専門性向上のために、さらなる研修を行うこと。
12. 新制度において障害児の受け入れを保障すること。
13. 要支援児の認定は、申請した日でなく、事象がわかった時までさかのぼることを可能とすること。
14. 保護者の同意がなくても、必要に応じて要配慮加算を行えるようにすること。
15. 保育室・認証保育所の未充足対策としての財政支援を復活すること。
16. 私立保育園の中規模施設改修助成は、希望するすべての園に基準通り支給できるようにすること。
17. 第二子以降も希望すれば同じ保育園に通園できるようにすること。
18. 病児・病後児保育の補助を増やすこと。
19. 家庭福祉員の給食の提供について、状況に応じて必要な支援を図ること。

○幼稚園

1. 新制度への移行に必要な施設改修に対し、区として補助を上乗せすること。
2. 新制度に移行した園の保育料は、これまでより負担が増えないようにすること。また、移行しない園についてもさらなる負担軽減を図ること。
3. 預かり保育の保育料の負担を軽減すること。

○認定こども園

1. 長時間利用する児童が安心して過ごすことができるよう、正規職員を増員すること。
2. 現行の幼稚園から移行する場合、大規模な施設改修が必要となるため、国基準に上乗せして補助を行うこと。

○小規模保育・家庭福祉員・ベビールーム

1. 未充足助成を実施すること。
2. 家庭福祉員が安心して子どもを預かることができるよう、看護師の巡回を行うこと。
3. 家庭福祉員全てが複数体制を行うことができるよう支援すること。
4. 希望する家庭福祉員の緊急時対応のために、緊急通報システムなどの通報できる機器およびAEDの導入を区の予算で行うこと。

○居宅訪問型保育

1. 4月から利用できるよう、関係者との協議を行うこと。
2. 利用料は負担とならないよう、必要な支援を行うこと。

○全体と関わって

1. 老朽化した保育園の改修を計画通り実施すること。
2. 保育料以外の負担徴収については負担とならないよう区が補助すること。
3. 第2子・第3子軽減は維持し、保育園以外の施設についても適用すること。
4. 児童福祉施設への維持補修費などの一般需要費、特に消耗品の増額を図ること。

5. 新制度への移行に伴い、事業者、利用者の不利にならないよう配慮すること。

Ⅱ. 子どもの放課後対策の充実と「生活の場」としての、学童クラブ存続をもとめます。

1. 子どもの放課後のあり方について、十分な検討を住民や利用者、保護者など行うこと。
2. サンサuntimeを利用する要支援児は、保護者の付き添いがなくても、対応できるよう必要な人的配置を行うこと。
3. あいキッズ学童クラブの要支援児枠を拡大し、必要な人員配置を行うこと。
4. あいキッズの常勤配置を1拠点1人とし、委託料を引き上げること。
5. あいキッズを受託する事業者は区内で児童福祉事業の経験のある団体とすること。安全対策、防災対策の対応水準を引き上げること。指導員やプレイングパートナーへの研修を区が責任持つこと。
6. 児童館は、児童厚生施設にふさわしく、0才～18才までを対象とした事業内容とすること。
7. 小学生、中学生の利用を拡充し、夜間利用も実施すること。

Ⅲ. 家庭と地域で、安心して子どもを生き育てることができる子育て支援を求めます。

1. (仮称)「板橋区子どもの権利条例」を制定すること。
2. 子ども家庭支援センターの保育士の資格者を増やし、児童福祉士などの専門家を配置すること。さらに、相談員一人あたりの相談件数を引き下げ、きめこまかい対応が行えるよう、相談員をさらに増員すること。
3. 母子生活支援施設の改築に合わせて、職員の増員を図ること。
4. ショートステイ、トワイライトステイの継続・拡充ができるよう、区として財政支援を強化すること。また、利用できる日数をさらに拡大すること。
5. すくすくカードに、ミルクやおむつ、離乳食などの交換券など現金給付につながる選択肢を加えること。
6. すくすくカードに、区内共通商品券を加えること。
7. 新生児誕生祝い事業の復活を検討すること。
8. 「子育て情報ブック」を地域センター、児童館などで配布すること。
9. 中高生の居場所づくりを行うこと。社会教育施設や高速道路の高架下など、関係する各課と連携して進めること。

6. どの子ども大切にされる教育へ

子どもの貧困がさらに深刻さを増しています。国においても子どもの貧困対策法が制定され、対策大綱が閣議決定されましたが、抜本的改善につながるか疑問の声が上がっています。経済的な理由や家庭の状況で教育の機会が奪われる事態は、早急に改善しなければなりません。そのために、直接的な経済的支援の拡充と合わせ、教育現場において、子どもひとりひとりに寄り添うことができるよう必要な教育環境の整備を求めるものです。

【国・東京都への要望】

1. 35人学級を全学年で実施すること。
2. 教育予算を国際水準まで引き上げること。
3. 義務教育国庫負担制度は「教育の機会均等とその水準の維持向上」という法の目的にふさわしく拡充すること。
4. 特別支援教育について、十分な専任の教職員の配置、専用の教室確保など、条件整備の実施を前提にすること。
5. 就学援助基準の引き上げを国に求め、東京都として上乗せ拡充すること。
6. 奨学金制度を堅持・拡充し、返済無しの奨学金制度を創設すること。
7. 高校授業料の所得制限をやめること。
8. 私立高校及び国公立大学の学費を無償化すること。
9. 幼児教育を無償化すること
10. 特別支援教育第3次計画の人的配置予算を東京都が責任持つこと。
11. 都立高島・板橋特別支援学校で、児童生徒の学習環境が保障されるよう条件整備をすすめること。
12. 志村学園特別支援学校と区が、二次避難所としての協定を締結できるよう求めること。
13. 教育現場への『日の丸・君が代』の強制を行わず、子どもたち、教職員の思想・信条の自由、人権を保障すること。
14. 子どもの貧困実態の調査を行い、必要な施策を実施すること。
15. 教員免許更新制度はやめること。
16. 東京都の教員の人事考課制度はやめること。
17. 年度途中であっても、学級定員を上回ったら増学級を認めること。また、次年度に数人の児童・生徒の転出の際は、学級数を減らさないこと。
18. 初任者複数配置校への正規教員加配を復活させること。
19. 月途中の臨時的任用教員に対して、通勤手当の実費補償を行うこと。
20. 通常学級に在籍するADHD・LD等の特別な配慮を必要とする子どもたちに対し、早急な支援システムをつくること。

21. 特別支援教育について、巡回指導へ移行するが、希望があればこれまでの通級指導も可能とすること。
22. 新制度導入にあたり、現在の教職員数を基に算定し、増員すること。
23. 教職員の旅費の増額を行うこと。
24. 小学校16学級以下の専科教員の増員を行うこと。
25. 非常勤の学校事務職員を正規化すること。
26. 全校にソーシャルワーカーを配置すること。
27. 学校図書館司書全日配置の予算措置を行うこと。
28. 都費のスクールカウンセラーをWISK検査のできる人を配置すること。
29. 全国統一の学力テストを中止すること。
30. 日本語学級の通級期間を延長すること。
31. 日本語が不自由な生徒たちの高校進学が、希望に沿ってできるように受験体制を改善すること。

【区に対して】

<人的配置と労働環境の改善について>

1. 区として30人以下学級実施を検討すること。また、35人学級を全学年に独自で広げること。
2. 学習指導講師の身分保障をさらに充実させ、すべての学校の希望にこたえた人数を配置すること。
3. 図書館司書は委託ではなく専任職員を全校に常勤で配置し、学校図書や教材研究を充実させること。
4. 区立中学校の部活動について、教育的な専門性をもった指導員を確保、育成し、顧問教員の異動によって部活動が継続できなくなる事態を防止していただきたい。
5. 夏期の水泳指導について2学級以下の全学年に補助員を配置すること。介助が必要な児童の夏期プールについて介助員をつけること。また、児童数に対応した水泳指導員の措置を行うこと。
6. 宿泊の伴うすべての学校行事に医師と2名の看護師を配置し、虚弱体質や持病のある子どもたちが安心して参加できるようにすること。
7. 不登校児童・生徒を受け止め、児童虐待を発見する役割も果たしている保健室の施設改善と、養護教諭の複数配置を行うこと。
8. 教育の一環である学校給食は、民間委託をやめ、直営で行うこと。欠員は正規で補充すること。
9. 正規の学校栄養士職員を全校に配置すること。
10. 学校用務と給食調理の外部委託は中止すること。欠員は正規で補充すること。
11. 学童擁護員の配置について、増員して登下校時の安全を守ること。

12. 教職員の勤務実態調査を行い、全教職員が定められた休憩時間をきちんと取れるようにすること。長時間過密労働を解消すること。各種休暇を安心して取れるよう条件整備を行うこと。
13. スクールカウンセラーを週 2 回以上配置すること。また、天津わかしお学校についても、最低週 1 回を保障すること。
14. 資格を持ったスクールソーシャルワーカーを増員し、処遇を改善すること。
15. 中学校での部活動における教員の勤務時間外指導への報償費と指導補助員の指導報償費を引き上げること。水泳指導補助員の手当を増額すること。
16. 各学校に教職員の休養室を設置すること。
17. 労働安全衛生法の主旨を受け止め、衛生管理者と衛生推進者の研修を行うこと。
18. すべての学校に、職場安全衛生委員会を設置すること。
19. 精神疾患の早期発見、早期治療につながる具体策を現場と相談して確立すること。
20. ハラスメント防止に関わる指針を早急に策定すること。
21. 外国籍の児童・生徒の受け入れに対して、ボランティアの登録など条件整備を区の責任で行うこと。
22. 全校に「施設管理員」の全日配置を行うこと。当面 4 時 45 分から 9 時までの警備員を置くこと。
23. 小学校 1 6 学級以下の専科教員配置 1 名増、学校事務職員の欠員を正規職員配置で解消、学校事務職員の複数配置を東京都が行うまで区で独自に行うこと。
24. 産育休や病休・介護休暇の代替教員、負担軽減の時間講師の人員確保を行うこと。
25. 更年期障害にともなう健診、通院保障、勤務時間の軽減、休暇など必要な措置をとること。
26. 育児短時間勤務制度が機能するように、後補充人事補償を行うこと。
27. 介護休暇の期限を延長し、有給化や産休なみの代替職員配置を行うこと。
28. 妊娠障害期間の事務職員、栄養職員への適用拡大を行うこと。
29. 保健事務パートの日数を増やすこと。
30. 産育休・介護休暇・長期病休の際の引き継ぎ期間の確保を行うこと。
31. 大規模改修など事務量が特別に増加する時期に、学校事務の増員を図ること。
32. 母体保護の観点から V D T 作業に着用する O A のエプロンを支給すること。
33. 期限付任用教員を全員正規採用とすること。
34. 住宅手当・育休手当・部活手当を増額すること。
35. 単学級には副担任を配慮すること。
36. 区として保護者の同意がなくても必要に応じて、要配慮加配を行えるようにすること。

<施設整備について>

1. 学校施設整備計画方針は、統廃合を前提としないこと。大規模校解消についての具体

策を持つこと。

2. 各学校の施設改善要望については義務教育基金の活用などを含めて十分応えられるようにすること。
3. 散水機の設置、地面の改良など、校庭の砂塵対策を早急に全校で対策が行えるよう、計画をたて公開すること。
4. 各学校に冷水器を複数設置すること。
5. 各学校に教育相談室の施設整備を行うこと。
6. 教員用パソコンについて、非常勤講師分も配置すること。
7. 黒板の塗り替え・取り替え・可動式化を行うこと。
8. 古くなった児童生徒の机・椅子は、交換すること。
9. 大規模改修について、教室配置や教室の機能をどうするのか現場教員の声を十分に聞いて反映すること。
10. 特別支援教育の対象者や不登校の児童・生徒の相談や学習のため、カウンセリングルームや学習室の整備を早急に行うこと。
11. 学校要望に応じて、屋上の緑化を段階的に行うこと。
12. 安全のため、滑らず、足が熱くならないプールサイドラバーを全校のプールサイドに早急に取り付けること。
13. すべての学校の図書館基本蔵書数を満たすこと。
14. 保健室の改修は、文部科学省の「保健室の施設整備指針」に基づいた保健室となるように実施すること。同時に、現場養護教諭の意見も聞くこと。
15. 化学物質対応の換気扇を大規模改修や建て替えの学校だけでなく、幹線道路に近い学校にも設置すること。
16. 志村第二中学校の日本語学級の前に置かれた、給食室の室外機や換気扇等を移動させて、騒音、振動などを改善すること。

<保護者負担の軽減について>

1. 就学援助を生活保護基準の1.5倍にすること。生活保護基準引き下げの影響を及ぼさないように対策を行うこと。対象を拡大すること。
2. 就学援助の補助内容について、要保護児童に実施されている学習支援費について準要保護児童家庭にも支給すること。
3. 未納者が生まれた時にやりくりを迫られる学校の私費会計をなくし、すべてを公費化すること。
4. 義務教育の完全無償化をめざすこと。当面、父母負担の軽減をはかること。
5. 義務教育における私費負担のあり方を抜本的に見直し、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、裁縫セット、体育着、社会科見学・遠足の交通費、演劇教室、音楽鑑賞教室、ワーク、ドリルなど、父母負担の軽減をはかること。また、総合的な学習の時間にかかる経費

について公費負担を広げること。

6. 学校納入金の銀行引き落とし手数料をなくすこと。
7. 小学校の鑑賞教室への補助を増額すること。学校規模の大小で格差が生まれないよう、小規模校に財政補助を行うこと。
8. 学校令達予算を増やし、保護者負担の軽減を図ること。
9. 学校給食費への公費補助を行うこと。
10. 特別支援教育対象児童が通級学級へ通う時に付き添う保護者の交通費補助などを行うこと。

＜特別支援教育について＞

1. 特別支援学級の増設計画を増やすこと。また、本来の特別支援教育の良さが活かされる2～3学級程度の適正規模となるよう計画的に増設すること。
2. 特別支援学級において、大型備品が購入できるよう備品配当予算を増額すること。教室に直接つながる外線電話を設置すること。施設整備について、現場の声を反映した板橋最低基準をつくり、全ての特別支援学級の施設が充実するよう努めること。
3. 特別支援学級で障害に応じた教材活用を保障するため、電子黒板の設置、またタッチパネルを使用できる学習ができるように必要な施設整備を図ること。
4. 通常学級に通う支援が必要な子どものクールダウンができるスペースを全ての学校で設置すること。
5. 支援が必要な子どもに対する個別支援計画が早期に対応できるよう具体的な対策を行うこと。
6. 特別支援学級設置校全校に非常勤講師・再雇用以外の介添え員を配置し、また子どもたちの発達に配慮した介添え員の1年以上の継続雇用を区独自で行うこと。同時に常時必要とする人的配置なのだから、臨時職員から非常勤職員化を早期に図ること。
7. 特別支援教育のコーディネーターを専任で配置すること。
8. 特別支援児童・生徒への指導を行っている「巡回指導員」は、一人2校までとし、せめて月4回は同じ学校を担当できるよう増員すること。また、「巡回指導員」は障害児教育について専門的な経験をもった人を確保すること。
9. 障害をもった子どもたちが地域の学校に通えるよう、すべての学校で特別支援教育を充実させること。
10. 障害児の地域活動を保障するため、各特別支援学校や小中学校と地域のボランティアの連携をとり、地域における障害児の放課後や中・長期の休日の活動ができるように進めること。
11. 情緒通級学級の巡回指導への移行について、希望する児童・生徒は従来通り通級での指導を保障すること。教員の負担を軽減するため、現行を上回る教員の増員を図ること。
12. 巡回指導で使用する各学校の教室は転用も少なくないので、これまでの指導水準が低

下することのないように教室の整備をすること。

13. 言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などの外部専門家と連携した指導ができるよう、年2回は各学級への専門家相談を実施すること。
14. 就学相談、就学指導が適切に行われるよう、発達診断や心理テストが実施できる就学相談員を増員すること。また、充実した就学相談ができるよう、就学相談検討委員会を立ち上げること。

＜教育行政について＞

1. いじめの対応は、子どもの命と発達を守ることを最優先に取り組むこと。学校・家庭などで話し合い、いじめの起きた背景や家庭や教員が抱える課題を検証し、ともに乗り越えられるようあたること。
2. 不登校児童・生徒について家庭の経済状態などを含めたくらしの実態把握を行い、すべての学校で相談体制の確立を行うこと。
3. 校内暴力・体罰の実態把握と調査のシステムを確立し、体罰を含むすべての暴力を学校から根絶する取り組みを強化すること。外部指導員への研修を強化すること。
4. 不登校を考える親の会など民間の団体への公的援助など育成策を検討すること。
5. 校則について、子どもたちの自主性を尊重すること。
6. 虐待などの早期発見、早期対応を児童相談所など、子どもの人権を保障する専門機関とも連携し、取り組むこと。
7. 式典や行事等で「日の丸・君が代」を強制するのではなく、各学校の自主性を尊重すること。
8. 教職員、学校への強制的な研究校指定・主幹制度は行わないこと。あくまでも学校の全教職員合意のもとで決めるよう、区が援助すること。
9. 教員の授業時間の軽減のために、授業準備や教材研究等の時間を確保し、教育活動以外の事務負担を減らすよう努めること。教員の負担軽減を現場任せにしないこと。
10. 持ち時数の上限を小学校20時間、中学校18時間とすること。
11. 職場体験や就労教育では、労働基準法を学ぶ機会をつくること。男女平等や平和学習を一層すすめること。
12. 放射線教育にあたっては、原発事故の危険性を理解できるようにすること。
13. 教科書採択は現場教職員の意見を十分に尊重すること。教職員が学校で検討できるようにすること。
14. 土曜授業プランについて、教職員や保護者の意見を十分に聞くこと。また、実施に伴う教員の振替取得を保障すること。
15. 教育支援センターは、現場教員の意見を聞き、内容充実に反映すること。
16. 蓮根教育相談所は廃止しないこと。教育相談機能を区内各地へ置き、充実を図ること。
17. 天津わかしお学校について、教育の充実、区内小学校との連携等、十分な教育活動を

保障すること。

18. 全国統一の学力テストに参加しないこと。
19. ニセ科学の教育への持ち込みへの特別な注意を払うこと。
20. 日本語学級について、初期指導教室の設置を検討すること。
21. 日本語学級の担当教員の研修を充実させること。また、母国語での意思疎通ができるように、ことば支援員を増配置すること。

<幼稚園について>

1. 区立幼稚園の廃園・統廃合、民間委託を行わないこと。
2. 区立幼稚園での3年保育の実施を目指し、必要な職員体制や施設整備を行うこと。
3. 私立幼稚園への助成・私立幼稚園保護者負担の軽減事業を拡充すること。
4. 私立幼稚園における預かり保育の保護者負担軽減のため、保育料補助を行うこと。
5. 高島幼稚園の大規模改修を行うこと。

<図書館行政について>

1. 区立図書館については、第169国会における衆参両院の付帯決議で指摘された「弊害」は具体的に明らかになっており、直営での運営に戻す準備をすすめること。
2. 利用者、学識経験者等も参加する第三者機関として「図書館協議会」を設置すること。
3. 図書館資料費を増やし、音楽CD、DVD等の活字メディア以外の資料についても、より充実させること
4. 東板橋図書館の蔵書数を増やすこと。またコピー機を2階へも設置すること。
5. 区立図書館行政のあり方を見直し、全地域で区民が機能を楽しむようにすること。

7. 雇用、中小商工業者、農業への支援の強化を

板橋区内の中小商工業者の景況感は、景気回復を実感するには至っていません。アベノミクスによる物価高、さらに消費税の8%引き上げは景気に大きく影響しました。さらに経済状況に関係なく10%への引き上げなどが行われることになれば、区内経済への打撃は計り知れないものになります。板橋区においては、一般会計における産業経済費は1%を超えたことがなく、中小商工業の町いたばしといえるような積極的な予算になっていません。小規模企業や商店街振興への積極的な支援策を打ち出すべきです。

【国・東京都への要望】

1. 消費税10%増税はやめること。免税点を3000万円に戻すこと。
2. 中小企業の経営を圧迫している固定資産税への収益還元方式の導入や、事業継承を困難にする相続税の軽減制度を作ること。
3. 家族従業者の給与を必要経費として認めること。
4. 東京都として、固定資産税や都市計画税の軽減策を拡充すること。
5. 中小企業金融円滑化法を復活し、「地域金融活性化法」を制定すること。
6. 無担保無保証人融資の限度額を引き上げること。プロパー融資を含め、既存の融資の借り換え一本化制度をつくること。
7. 収益が少なく、生活が困難な業者に対する無利子、長期貸付の生活つなぎ資金を創設すること。また、大企業に拠出を求め、官民共同での「緊急休業補償制度」を創設すること。設備費や家賃など、固定費への補助を行うこと。
8. 地域の現状を踏まえた金融行政ができるよう、信金、信組の監督・検査権限を金融庁から都道府県に移すように、国に求めること。
9. 新銀行東京を精算し、その資金を中小企業融資に活用すること。
10. 工業集積地域活性化事業を復活すること。
11. 区市町村の貸し工場の家賃助成などを支援すること。
12. 下請けGメンを大幅に拡充し、下請けの実態把握と機敏に相談に応じられるようにすること。不正・不当な行為の摘発、是正の指導をおこなうこと。
13. 大規模店舗の無秩序な出店を規制するための新たな法律をつくること。
14. フランチャイズ契約による不公正な取引から加盟店の権利を保障するため、東京都として悉皆調査を行うこと。また、相談窓口をつくること。
15. 大手フランチャイズや大型店の地域商業活動への協力義務づけなど、共存共栄のための法制化をおこなうこと。
16. 東京都として、プレミアム商品券など、商店街の顧客への還元事業への財政支援を行うこと。

17. 「商業活性化支援事業補助金」の拡充を図ること。
18. 「新・元気出せ商店街支援事業」の財源を東京都が全額保障すること、また、商店街が随時応募でき、年度をまたがった使い方もできるようにすること。
19. 商店街の放送について、各商店街の実態に合った条例に改正すること。
20. ILO（国際労働機関）などの国際条約を批准し、国際条約の水準に立った労働条件の改善、パート労働者の賃金、休暇、福利厚生、教育訓練など、均等待遇を実現すること。
21. 大企業に対して、非正規労働者の正規化の実施、学校卒業者の計画的採用を強力に働きかけること。
22. 正規雇用の拡大に取り組む中小企業への助成を継続、拡充すること。
23. 非正規・正規を問わず、違法・不当な解雇を止めさせること。
24. サービス残業や過労死・過労自死に追い込む長時間労働の是正と規制、有給休暇の取得、育児や介護休暇の取得など家庭と仕事が両立できる労働環境を確立するための企業への指導を強めること。
25. 最低賃金時給を少なくとも東京の1,000円以上とし、生活賃金を年収300万円以上とすること。あわせて中小企業への支援策をおこなうこと。
26. 東京都として、雇用問題の相談、調整、調査、研究などの人員と体制を強化すること。
27. 東京都として、公契約条例をつくり、受注した企業の労働者の生活できる賃金と労働条件を確保すること。また、東京都に働く労働者の官製ワーキングプアをなくすこと。
28. 都市型農業、地産・地消事業に対する補助制度を強めること。
29. 市街化区域内の生産緑地の指定要件を500㎡から300㎡に緩和することを、国に求めること。また、農業用施設用地への農地並み課税を求めること。
30. 都市農業振興のため、農業を継続する農家の相続税や固定資産税の見直しを図ること。

【区に対して】

1. 小規模企業振興基本法にもとづく条例を制定すること。そのために、業種ごとの幅広い事業組合の代表が参加できるような審議会をつくること。
2. 製造業の集積地域、住宅と町工場の混在地域、商店街など区内の各地域の実態に合わせた、地域経済活性化計画をつくり、活性化を図ること。
3. 区内全ての金融機関に対し、特別小口保険の100%融資保証をこれまで通り実施するよう徹底すること。
4. 区内の金融機関に、「貸しはがしを行わないこと、条件変更には速やかに応じること、融資申請は速やかに審査し融資をおこなうこと」を申し入れること。
5. 区の制度融資から「税金の完納要件」をはずすこと。
6. 信用保証を受けても融資を受けられない場合は、区があっせん者の責任で直貸しがで

- きるよう新しい制度を創設すること。
7. 信用保証料の負担軽減を行うこと。
8. 区内業者の仕事おこしにつながる「住宅リフォーム資金助成事業」を復活させること。
9. 区内各地域で、緊急経営相談会を行うこと。

(1) 商業支援について

1. 「商店街振興プラン」を作成すること。
2. フランチャイズ契約による不公正な取引から加盟店を守るために、相談窓口を設置すること。
3. 国保加入自営業者への傷病手当、出産手当が支給できる助成制度を創設すること。
4. 傷病などによる休業を避けるため、「商いヘルパー」派遣制度を創設すること。
5. 商店個店対策として、個性的店舗やバリアフリーなど、輝く店舗づくりに助成制度を創設すること。
6. 商店街放送の設備の維持管理にかかる経費について助成事業を創設すること。
7. 大規模事業者と商店街、区民団体、自治体との間で「商店街振興相互協定」を結び、大規模店の地域商業の影響への軽減、商店街の振興などの役割を持たせること。
8. 商店街のポケット・パークや休息ベンチの設置、駐車場の確保や整備をおこなうこと
9. 製造業と連携した地域ブランド製品の開発に取り組むこと。
10. 装飾灯やアーケードの電気代補助、商店街事務所の運営費補助など、各商店街ごとの商店街振興プランを作成し、具体化すること。
11. 区内共通商品券を活用できる区の事業を大幅に増やすこと。
12. プレミアム商品券の発行を継続し、支援を強化すること。
13. 「生鮮三品」の小売店支援を行うこと。
14. 「生鮮三品」商店のない約4割の商店街に、「とれたて村」などの施策と合わせて産直型の商店ができるように支援すること。
15. 戸別宅配やひとり暮らしの見守りなどの福祉サービスを商店街が行っている事例を区内でも実施できるよう支援すること。
16. 商店街の街路灯のLED化、ソーラーシステム化への支援を行い、設置費用や電気代の100%補助を行うこと。
17. 商店街への量販店やコンビニの進出には、商店街との事前協議を義務付けること。
18. 後継者がなく、店舗を貸し出したいが、住まいと店舗が共用になっているために改修が必要な人のために、改修費用の助成を行うこと。
19. 「朝市」に対する区の助成を行うこと。
20. 防犯カメラの新設・維持・運営について、商店街と協議を進めて支援すること。
21. 「商店街活性化支援事業補助金」を増額すること。
22. 商店街にかかわる各種補助金の申請手続きを簡素化し、申請の促進を図ること。

(2) 工業支援について

1. 下請け二法などが守られず泣き寝入りを強いられている下請企業の実態を区として、よくつかんで支援策を打ち出すこと。
2. 「新産業育成プロジェクト・産業支援施策強化ロードマップ」の着実な予算化を図ること。
3. 熟練技術者へ「板橋版マイスター」制度を創設・充実させること。
4. 創業者に「仕事場」確保のための家賃助成制度を創設すること。
5. 区内のさまざまな業種の中小零細業者の技術を生かし、業者と一緒に区独自の仕事起こしに取り組み、財政支援を行うこと。

(3) 農業支援について

1. 農業振興計画をつくること。
2. 学校や保育園、福祉施設、病院などの給食で、地場農産物が利用できるようにし、輸送の支援をすること。
3. 生産緑地に指定できない500㎡以下の農地への区独自の支援を拡充すること。
4. 区民とともに都市農業を守る事業として、全国的に注目されている「農業体験農園」について、研究し、実施に向けた検討すること。
5. 「農の風景育成地区政策」(都制度)を活用し、農地を残すこと。
6. 「中高年ホームファーマー制度」の創設を図り、耕作者のいない農地と耕作意欲のある区民を結び付けること。
7. 農地保全のための方針をつくること。
8. 農業の生産性を向上させる技術を取り入れる農家に対する支援を行うこと。

(4) 雇用・労働、就労支援について

1. 高校・大学を卒業しても就職が決まっていない人、派遣やアルバイトなどの非正規から正規をめざしている人の就職を後押しするセミナーや相談会などのさらなる充実を図ること。
2. 区内企業が区民を正規採用するときの支援策をおこなうこと。
3. 区の公共施設で働く民間労働者が、プライバシーを守られつつ気軽に相談できる体制をつくること。
4. 区のホームページに青年の雇用支援ページを作ること。
5. 建設労働者に対し、無料でアスベスト健診を行うこと。
6. 仕事がなく、無収入となっている労働者に対し、無利子貸付や生活保障を行うこと。
7. 東京都の「ポケット労働法」と「いたばし若者サポートステーション」の事業内容を、成人のつどい等で配布すること。

8. 成人の発達障害者に対し、職場・労働環境に適応できるよう、区として相談支援・企業での雇用促進支援を行うこと。

8. 安心して住み続けられるまちづくりを

住まいは国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤です。高齢者や障害者世帯、若者や子育て世帯など、行政の支援がなくては、安全で文化的な居住環境を得られない区民への具体的な施策が必要です。

そして「国土強じん化」「災害対策」を名目に、住民無視で進められるまちづくりは、住民参加、住民合意を基本に転換すべきです。

【国・東京都への要望】

●住宅・施設・安心まちづくり関連について

1. 病院や大規模集客施設、私立の学校、幼稚園、保育園、民間福祉施設の耐震化状況の有無を公開すること。
2. マンションの耐震診断・改修への助成への支援を国に求めること。
3. 都の「不燃化10年プロジェクト」は、住民合意を前提とすること。
4. 東京都に下水管の100mm/h以上対応の計画をつくるよう求めること。
5. 東京都に住宅リフォーム助成事業への財政援助を求めること。
6. 区分所有法改正によって、建て替え時に4分の5の合意を盾に現居住者が追い出しにあらうことがないように、公正な第三者機関の設置を、都に求めている。お願いしたい。
7. 都市防災不燃化促進事業の都の補助単価を大幅に引き上げるよう求めている。お願いしたい。
8. 都に対し、都営住宅の新規建設を求めること。
9. 補助26号・73号・82号の各特定整備路線建設は、住民合意を前提とすること。
10. 公団・公社住宅などへの近傍同種家賃制度をやめ、居住者の負担能力に合った家賃設定とするよう求めること。
11. 独立行政法人都市再生機構がすすめている賃貸住宅の大規模な削減計画をやめ、見直しは民営化ではなく、公共住宅としての役割を果たすよう、国と機構に要請すること。
12. 都営住宅の建替え時に、居住者の負担を軽減するために、転居費用に対する支援の拡充、建替え時期を早期に発表することを、引き続き都に求めること。
13. 都営住宅用地の活用を民間企業任せにする「再編整備計画」方針を抜本的に見直すこと。
14. 都営住宅建て替え時における「型別供給基準」をやめ、居住水準の向上を目指した住宅供給を求めること。
15. 都営住宅建て替えによる2度の転居の負担のために死亡、病状悪化などの状況を調査し把握すること。
16. 都営住宅の自治会などによる管理対象項目を減らすこと。
17. 都営西台アパートと地上を結ぶエレベーターの2機目を増設すること。
18. 負担可能な家賃で入れる応能型の都民住宅の建設を求めること。
19. 都営住宅の家賃全額免除制度を復活するよう求め、青年単身者、新婚用特別枠など入

居制度の改善を求めること。

20. 低所得者に対する東京都独自の住宅手当の創設を求めること。
21. 都市居住面積水準（単身＝40 m²、4人家族＝95 m²）を満たす公共住宅の建設を東京都に求めること。
22. 旧養育院「板橋キャンパス再編整備」計画の推進については、区民から要望が寄せられている元センター跡地への高齢者・障害者の施設の設置など、養育院の歴史を継承した福祉・医療と研究が充実・向上を基本に、地域の住民と合意・納得のいくすすめ方をするよう引き続き東京都に求めること。
23. 城北中央公園の拡張はやめ、公園と住宅の共存を図ること。

●公共交通関連について

1. エレベーター、スロープの設置など、板橋区の都営住宅・供給公社住宅のバリアフリー化の促進を求めること。
2. 国・都に対して、区内循環コミュニティバス整備のための助成を求めること。
3. 都営三田線、東京メトロ、東武東上線、JRの区内各駅について、複数の通路にエレベーター、エスカレーター等を設置するよう国に働きかけること。
4. JR板橋駅のエレベーター設置は早期に行うこと。
5. 東武東上線にホームドアを早期に設置するよう働きかけること。
6. 東京メトロ、都営各地下鉄のすべての地下ホームの冷房化を求めること。
7. 東京メトロ、都営各地下鉄のすべての駅について、ホームごとに避難路を確保するための整備工事を早急にすすめること。
8. 地下鉄駅への災害浸水対策を十分に行なうよう求め、避難マップを地下鉄駅構内で周知するよう求めること。
9. 東武東上線の立体化をすすめること。
10. 視覚障害者が安心して移動できるように、主要幹線道路の横断歩道に音響式信号を設置すること。
11. 国道・都道については電柱等の移動、地下化を要請すること。
12. 国道・都道をだれもが安心して歩くことのできる、自転車安全に走ることができる歩道と自転車道の整備を求めること。
13. 歩道橋の老朽化対策を国と東京都に求めること。
14. 東武鉄道に対し、駐輪場整備の負担分担を求めること。

【区に対して】

1. がけ・よう壁助成は、相談者が工事可能なように助成額も含め見直すこと。
2. 区の住宅施策充実のための具体的枠組みを再構築し、①民間借家市場に公的支援を投入する、②多彩な住宅に家賃補助を組みあわせることを検討課題とすること。

3. 区営住宅入居者調査を行い、住民の高齢化とそれともなう多様な生活問題、自治会活動や共助活動の変化などを把握すること。
4. 一日利用枠のない自転車駐車場に一定の一日利用枠を設けること。
5. 駅前自転車駐車場の壊れたラックを迅速に修理し使えるようにすること。
6. 自転車駐車場は、民間設置がすすむよう制度を改革すること。
7. 常盤台駅北口周辺の景観重点地区指定では、高度制限など住民の意向を尊重することをめざすこと。
8. マンションの耐震診断及び工事に対する助成を強化・拡充すること。
9. 住宅用火災警報器の設置を促進するために、全区民を対象にした助成制度を創設すること。
10. 高齢者住宅「けやき苑」建設のための事業者支援を引き上げること。
11. 民間賃貸住宅に暮らす高齢者や子育て世帯、「生活困窮フリーター」と呼ばれる、低賃金のために家賃が払えない若者などにたいする家賃補助、敷金・礼金など住宅確保のための初期費用貸付など、区として助成制度を創設すること。
12. 中高層建築物紛争予防条例の実効性を高めるため、合意事項を書面で確認することについて条例改正をすること。
13. 建築物紛争等の相談にあたっては、国交省の「建設工事公衆災害防止対策要綱」の建築工事編、土木工事編のコピーを配布されたい。

I. 誰もが安心して居住できる住宅環境の改善を求めます。

1. マンション共用部分の改修への融資制度を創設すること。
2. 高齢者、障害者、母子、若年ファミリー層への家賃補助制度を充実させること。
3. 長期修繕計画の未作成のマンションに対する建物診断費用、長期修繕計画作成の助成制度の創設をすること。
4. 既存の分譲マンションへのバリアフリー化への助成制度の充実を図ること。
5. 安全な飲料水を維持するために、受水槽の清掃等、法規制のない10トン以下の受水槽に対し、助成制度を導入し奨励をすること。
6. 区立住宅の家賃は、新婚、子育て世代以外も引き下げること。
7. 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅において、収入減となっている居住者や入居を希望するファミリー世帯への家賃助成を行うこと。
8. 区民が耐震リフォーム工事で、区内業者に発注した場合の助成割合を上げること。
9. 「住宅リフォーム制度」の復活を再考すること。
10. 若者へはシェアハウスが可能な住宅への改善事業と斡旋事業をおこなうこと。
11. 民間空き家の借り上げなどでコストのかからない公共住宅を住宅に困っている若者や高齢者に供給するなど多様な制度を構築すること。
12. 区内のマンション、住宅の実態調査を行い、区として「マンション・住宅白書」をつ

くること。

13. 老朽マンションの対策として、住民の高齢化、単身化、低所得化、空き家化、借家化、不在地主化などの実態調査を行うこと。
14. 空き家住宅・団地の実態把握をし、増加する高齢者の住まいの確保など、福祉と連携した活用を図ること。
15. 区営住宅の収入基準を法定限度額（25.4万円）に引き上げ、家賃の全額免除制度をつくること。
16. 孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、見守りの強化など、巡回管理人の配置と、高齢者の多い団地には生活援助員を配置すること。
17. 住宅を借りる際に「保証人」がいない高齢者、母子家庭などに区が保証人を引き受ける制度を創設すること。

Ⅱ. 安全、暮らしにやさしいまちづくりを

1. 老朽化した公共トイレの改善をし、減らさないこと。
2. 子ども動物園高島平分園を改修してください。
3. 子どもへの犯罪防止の観点から公園指導員を積極的に配置すること。
4. バス停に屋根とベンチを設置できるよう関係者と協議し、設置可能な場所には早期実現をはかっていたきたい。
5. 商店街が、マンション建設によって壊されないよう、まちづくりの環境整備基準をつくること。
6. 「建築紛争予防条例」を改正し、近隣区民の「居住環境権」を明記すること。
7. 区内全駅に必要な台数の自転車駐輪場を、鉄道事業者との協議会を設置し、計画的に増設すること。また、ガードマンを常時配置すること。
8. 条例により、自転車駐車場設置の附置義務が課せられている施設規模で、遡及されないうが駅周辺にある施設を調査し、設置協力を要請すること。
9. 区道の歩道と自転車道の整備計画の推進を早めること。
10. 自転車専用道路の整備が車道に行われている場合、駐車禁止帯をつくること。
11. 板橋区役所前正門付近の歩道と道路の傾斜が急なため、歩行者、自転車利用者、車いすに乗っている人も通行が危険になっているので、改善を行うこと。
12. 区内の各施設に設置されている「だれでもトイレ」に障害者が利用できるベッド（折りたたみ式）を設置すること。
13. 「福祉のまちづくり指針」に基づいて、区の施設を総点検し、改善計画を作ること。（階段の手すりが途中でなくなってしまうなどは危険です）
14. 「福祉のまちづくり施設整備助成」について、基準の緩和、助成金の増額など使いやすい制度にしていきたい。また区民への広報を積極的に行うこと。
15. 車いすで利用しにくい歩道をリスト・アップして公開すること。歩車道間の段差解消を

調査し、引き続き計画的にすすめ高齢者、障害者に配慮した道路に改善をすすめること。

16. 放置自転車対策として、他自治体で取り組まれている、自転車のリースやレンタル事業の研究を行うこと。
17. 現在運行されている、コミュニティバス「りんりん号」について、今後の検討過程を区民に明らかにし、運行路線を増やすこと。
18. 区道の透水性舗装の計画をすすめること。
19. 浸透柵設置助成を拡充すること。
20. 子どもの池を減らさないこと。
21. 昆虫公園は標本室など施設や人員配置など含め継続すること。
22. 公園の公衆便所を増設置し、水飲み場を増やすこと。また公園の維持の充実に努めること。
23. 街路灯のLED化を促進すること。

Ⅲ. 住民参加・住民合意のまちづくりを

2. JR 板橋駅を中心とする開発計画は、常時公開し、区民意見を聴取する機会を保障すること。開発優先とならないよう、当該地域の住民・居住者・賃借者が納得のいく説明と合意形成に努力するよう、区は指導・援助すること。
3. 上板橋駅南口の再開発は白紙撤回し、防災対策は再開発を前提とせず独自に進めること。
4. 高島平地域ランドデザインは、住民参加で進めること。デザインセンターの意志決定メンバーの構成に住民代表を複数入れること。同時に住民に公開した議論を行うこと。また、駅前のバリアフリー化など、地域住民の緊急課題をまちづくりを理由に後回しにしないこと。

9. 原発をなくし、自然エネルギー社会の実現へ

原発に依存しない社会の実現は国民の願いです。しかし、政府は今、原発利益共同体と言われる電力会社や大手ゼネコンの利益誘導を優先させて、原発再稼働につきすすんでいます。原発は、いったん事故が起きれば収束させることができないことは、福島第一原発の状況からも明らかです。原発は再稼働させず、自然エネルギーへの転換に舵をきる時です。区としても、再生エネルギーの推進など原発に頼らないエネルギー政策を独自に行うことを求めるものです。

【国・東京都へ要望】

1. すべての原発からただちに撤退する政治決断をおこない、「即時原発ゼロ」の実現をはかること。
2. 原発再稼働・輸出方針を撤回し、すべての原発を停止させたままで、廃炉のプロセスに入ること。
3. 青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し、プルトニウム循環方式から即時撤退すること。
4. 原発の輸出政策を中止し、輸出を禁止すること。
5. 大事故の科学的検証、廃炉と使用済み核燃料の処理などのための研究、技術開発と、強力な権限をもった規制機関を確立すること。
6. すべての原発被害に対する全面賠償、迅速で徹底した除染、被災者の生活支援、子どもをはじめすべての原発被災者のいのちと健康を守る医療制度、教育条件の整備、産業と雇用、地域経済の再生に全力で取り組むこと。
7. 自治体が行う放射線測定器の購入への助成を行うこと。
8. 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の最大限の普及と低エネルギー社会への取り組みを本格化させること。
9. 発送電の分離など、再生可能エネルギーの大規模な普及にふさわしい電力体制の改革に直ちに着手すること。
10. 再生可能エネルギーによる発電、エネルギーの地産地消に取り組む企業や自治体への支援を行うこと。
11. 個人住宅および中小零細企業への自然エネルギー、省エネ機器の普及への助成を拡大すること。
12. 都営住宅、UR住宅への自然エネルギーの導入を求めること。
13. 再生可能エネルギー固定価格買い取り制度を見直し、消費者への価格転嫁をやめること。

【区に対して】

エネルギー対策について

1. 区内の事業者、住民、NPOなどを対象に、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度についての説明会を開き、普及促進を図ること。その際、消費者に価格転嫁とならないようにすること。
2. 区内の産業界や町工場などの技術を、各種の再生可能エネルギーの試作機製造などにむすびつけられるようなプロジェクトを区として立ち上げること。
3. 石神井川など区内河川を活用して、小水力発電の事業化を検討すること。
4. バイオマス発電について研究すること。
5. 公共施設は自然エネルギーを取り入れると同時に、蓄電システムやパワーコンディショナー（電流交換機）などを導入すること。
6. 公園の街路灯や時計などはソーラーシステムを導入すること。
7. 大規模マンションや商業施設などでの自然エネルギー導入を促進するため、大規模建築物指導要領で、自然エネルギーの導入を事前協議の対象とすること。
8. 個人住宅および中小零細企業への自然エネルギー、省エネ機器の普及への助成を拡充すること。
9. 区営住宅への太陽光パネルの設置など自然エネルギー導入をすすめること。
10. 自然エネルギーについての区民の相談を受け、アドバイスができる窓口を置くこと。
11. 区内の未利用エネルギーの開発を促進すること。

放射線対策について

1. 放射線測定の水準を引き下げず、引き続きおこなうとともに、測定か所を増やすこと。
2. 原発事故に備えた資器材を十分確保すること。
3. 内部被ばくの危険性について、継続的な検査と健康をチェックする体制をつくること。
4. 放射能検査については今後も継続し、小中学校、保育園など児童福祉施設、区立福祉園、区立特養ホームにおいても、食材のサンプル検査を適時実施すること。
5. 小中学校、保育園など児童福祉施設、区立福祉園、区立特養ホームで放射線対策が行えるよう、空間線量計を配布すること。また、職員への情報提供や学習する機会を設けること。
6. 区内に流通する食品についての放射能サンプル検査を適時行うこと。

10. 地球温暖化防止、環境施策の推進を

二酸化炭素など温室効果ガスの排出が原因となる地球の温暖化は、激しい気候変動を引き起こし生態系そのものも破壊するもので、いまや対策に待ったが許されない状態です。世界第5位の温室効果ガス排出国である日本は、具体的な削減目標を示すべきです。原発ゼロを大前提に、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーを大胆に進めるため、区としても、環境施策の充実と自然環境にやさしいまちづくりに力を注ぐことを求めます。

【国・東京都への要望】

- 1 主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を、自然界が吸収可能なレベルに抑制することを目標に、1990年比で2020年までに30%削減、2050年までに80%削減を達成できるように計画をもって取り組むこと。
- 2 二酸化炭素の最大の排出源である産業界の削減目標を明らかにし、実質的な削減を実現すること。
- 3 大量の二酸化炭素を発生させる超高層ビル建設をすすめる「都市再生」計画をやめ、都市の成長をコントロールして、自然と共生する持続可能な都市づくりに転換すること。
- 4 自動車交通を誘発・増大させる3環状道路や大型幹線道路計画を抜本的に見直すこと。
- 5 自動車依存型社会から脱却すること。
- 6 環境確保条例に自動車総量規制を盛り込むなど、実効性のある排気ガス規制を行うこと。
- 7 環8道路の相生町交差点をはじめ、板橋区内の幹線道路周辺各所に常設のPM2.5の測定をする大気汚染測定室を設置すること
- 8 大和町交差点の周辺道路(中仙道・環七通り)の歩道部分に中木程度の緑化を進めること。また、環8道路周辺の緑化をすすめること。
- 9 アスベスト被害者全員を救済すること。アスベストを製造、販売、使用、廃棄した企業の追跡調査を行うとともに、被害者救済、追跡調査など業界・企業の責任を果たさせ、保障制度のない自営業者などへの補償制度を国としてつくること
- 10 東京都として、アスベスト被害者の健康調査の助成制度をつくること。
- 11 ゴミ発生抑制のため、拡大生産者責任を、製造、使用、販売、廃棄にいたるまで明確にした法改正を国に対して求めること。
- 12 容器包装の拡大生産者の責任を強化すること。
- 13 区市町村のごみのリサイクル、再資源化の取り組みがすすむよう、支援、助成を拡大すること。
- 14 土壌汚染対策として、工場等の廃止や土地の改変時における調査は、第三者機関が行

い、全面的に公開するよう求めること。また土壌改善のための中小企業への支援を行うこと。

- 15 低周波公害について基準をつくること。
- 16 化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化すること
- 17 「地下水も公共の財産」という認識に基づいた法体系の設置の必要性を働きかけること。
- 18 都道の街路樹を増やし、管理すること。

【区に対して】

1. 家庭ごみの有料化計画はやめること。
2. サーマルリサイクルを中止すること。
3. 廃プラスチック類のさらなる分別・リサイクルをすすめること。
4. 区役所庁舎内のごみの分別を徹底すること。生ごみのリサイクルを行うこと。
5. 区役所庁舎・公共施設におけるCO₂を計画的に削減すること。
6. 区役所庁舎内での分煙を徹底すること。議会棟議員控室も含め、分煙の徹底を図ること。
7. 生ゴミのリサイクル支援を行うこと。
8. 拠点回収を増やすこと。
9. 集合住宅での生ごみリサイクルを研究し、具体的な実験を行うこと。
10. 生ゴミリサイクルの出口確保のため、より完成度の高い「堆肥」の商品化、小・中学校、区民農園、区内の農家、公園や公共施設などでのいっそうの積極的活用を図っていただきたい。
11. 雑紙の分別を徹底すること。
12. 廃油の収集とリサイクルを研究し、福祉作業所等の利用者の仕事づくり等と結んで、廃油再利用をすすめること。
13. 家電リサイクルで排出時の負担軽減を低所得者に実施すること。
14. ダイオキシン類対策、土壌汚染など環境汚染に対する「環境オンブズマン制度」を創設すること。
15. 効果の薄い「エコシヨップ制度」を止め、ISO14001に準じる公的環境認証制度を創設すること。
16. 幹線道路沿い50m以内にある小・中学校、保育園、幼稚園に通う子どもたちの健康被害を調査すること。また結果を環境対策に生かすこと。
17. 区内の公園を増やし、緑を増やすとともに、引き続き区立小中学校、公共施設での『緑のカーテン』設置、また学校の校庭の芝生化など、環境対策を進めること。
18. アスベスト対策を個人住宅・民間零細業者への助成を含め、さらに充実させること。

19. 保存樹木の管理費助成の増額など、支援を強めること。
20. ブロック塀の生垣化については助成額を拡大し、目標達成を堅持すること。
21. 公園や学校の落ち葉を腐葉土として活用すること。「みのり」の活用を広げること。
22. 区民農園について、2年継続利用できるようにすること。
23. 大和町交差点の清水町側角のみずほ銀行の改築にあたって、大気汚染対策として緑地の確保を、みずほ銀行に求めること。

1 1 . 文化・スポーツ・社会教育の充実を

貧困格差の拡大は、文化やスポーツを享受する国民の権利にも影を落としています。労働強化や生活困難の広がりの中で、心身ともに健康で文化的な生活を作り上げていくことに大きな困難があります。文化、スポーツ、社会教育にかかわる地方自治体の役割は大変重要です。区民に身近な場所で、お金の有るなしを心配せず、文化、スポーツを享受できるようにするために積極的な施策展開を求めます。

【国・東京都への要望】

1. 文化芸術振興基本法を生かし、表現の自由や行政の不介入などの原則を守り、芸術・文化活動への公的支援を充実させること
2. 文化活動への税制支援を具体化すること。
3. 労災が適用されないなど、専門家がおかれている、遅れた社会保障の現状をただちに解決すること
4. 劇場を支援する仕組みを実現すること。トップレベルへの重点支援だけ増やすのではなく、芸術文化活動全体の充実をはかること。
5. 映画団体が提唱している日本映画振興基金などの実現を図り、日本映画への支援をすすめること。
6. 国連の「子どもの権利条約」第31条にある、子どもの文化的権利を実現していくことや、学校での芸術教育や、子どもたちが芸術に親しめるよう環境を整備すること。スポーツをギャンブルにゆがめる「サッカーくじ」は廃止し、公正・透明な補助制度の確立をはかること
7. 国民本位のスポーツ振興を着実にすすめるよう「スポーツ基本法」に基づき、スポーツ予算を増やすこと
8. 史跡、文化財、文化遺産の監理、保護、文化財や歴史・自然環境を保存する予算を大幅に増やすこと。

【区に対して】

○芸術・文化活動について

1. 文化会館は、収益優先ではなく、区民が文化を発表する場としての運営に重点を置くこと。
2. 文化会館について、公益財団法人化や指定管理者制度が導入されたことによって、区民や区内の文化団体、利用者の意見がさらに届きにくくなることのないよう、よく意見を聞いて運営すること。
3. 2013年度、区の補助金削減により区内の文化団体へもたらされた影響を鑑み、助成金

額を元に戻すこと。

4. 文化会館の利用料について、区内団体の割引制度を作ること。
5. 和太鼓が練習できる場所を増やすこと
6. 集会所、会議室、体育館等の利用料を引き下げること
7. 集会所、会議室へのビデオ・DVD設置をすすめること。
8. 区内集会所の施設改善を計画的にすすめること。特に畳の入れ替えや机、イスの点検を定期的に行うこと。

○スポーツについて

1. 区民が生涯にわたってスポーツを享受できるよう、区として、スポーツ基本法に基づく『板橋区スポーツ推進計画』を早急に策定すること。
2. 小豆沢体育館温水プールを早期に実現させること。また競技用に適したプールになるよう、飛び込みスタートができるつくりにする。
3. 青少年が自主的なスポーツ活動を行える青少年センター、スポーツ施設を新設すること。
4. スポーツ・レクリエーション施設について、障害者が安全に、いつでもどこでもスポーツが楽しめるように、施設のユニバーサル化、バリアフリー化を促進すること。
5. 指定管理者制度を導入した施設は、業者と区と利用者による協議会を設置して、施設の利用方法や運営について利用者の意見が十分反映できるようにすること。
6. スポーツの指導者の養成、認定、研修等への助成をすること。
7. プレイヤー、コーチ、指導者が安心して競技や指導、普及に専念できる環境づくりをすすめる、事故・けが等を含む賠償責任保険の加入を促進すること。
8. 障害者スポーツの振興を図るため、活動の支援を拡充すること。
9. 荒川河川敷の駐車場は無料に戻すこと。大会等で利用する場合は、せめて1回500円を1日500円に改めること。
10. スポーツ施設の利用料を引き下げるとともに、22歳以下の青年・学生への割引制度の導入、現行65歳からの割引制度を55歳以上に拡充すること。
11. プール使用について、貸切使用と一般使用とがともにスムーズに利用できるように、練馬区のように毎日半面貸切、半面一般開放にするなど、運営を改善すること。貸切利用の場合でも安全のため監視人をつけること。

○社会教育について

1. 社会教育会館の利用料は無料にすること
2. 社会教育会館が行う各種行事への助成を増やすこと
3. 社会教育団体の育成に力を入れること。
4. 青少年や若い世代の意見が反映できるシステムをつくり、自主的な活動が活発に行わ

れるよう支援すること。

5. 大原社会教育会館のリフォームを行い、統廃合をしないこと。

○共通して

1. 区内の、文化、スポーツ、教育などの自主的な団体の育成と援助を行い、必要な助成制度を作ること。
2. スポーツ、文化、教育施設の利用料の引き下げと、55才以上と22歳以下の青年・学生への割引制度を新設すること。
3. グリーンカレッジの駐車場については、利用者割引も行われていないので、他施設同様、40分無料にすること。
4. グリーンホール利用者のための駐輪場を拡大し、合わせてバイクの駐輪場も設置すること。
5. グリーンホールに設置される保育室付会議室の「保育室」の衛生管理を徹底すること。

12. 憲法第9条と平和都市宣言を活かす区政に

戦後70年、過去の戦争の教訓を問い直し、次世代とともに平和を考える年に、安保関連法案が成立しました。立憲主義を否定し、憲法を踏みにじって、アメリカの戦争に無条件に従属し戦争を可能とするものです。

「板橋区平和都市宣言」から30年たちました。核兵器廃絶の願いは戦争そのものを否定する憲法前文、第9条を踏まえたものです。この宣言にしっかりたった平和への意思表示を内外に示すときです。

【国・東京都への要望】

1. 特定秘密保護法を撤廃すること。
2. 集団的自衛権行使容認の閣議決定と新たな安全保障関連法制は撤回すること。
3. 非核三原則を堅持し、さらに法制化すること。
4. 武器輸出三原則を堅持すること。
5. 沖縄への米軍基地の押し付けをやめるとともに、横田基地をはじめとした各地の在日米軍基地の返還を米国に求めること。
6. 「国防軍」の創設や、「動的防衛力の強化」などの軍拡につながる計画をやめること。
7. 防衛省・自衛隊による憲法違反の情報収集や国民監視活動を中止すること。
8. レンジャー行進など、自衛隊による市街地・住宅街での訓練はおこなわないこと。
9. 横須賀を原子力空母の母港にすることをやめるとともに、東京湾内に核燃料を持ち込ませないこと。
10. 空母艦載機などによる NLP（夜間離発着訓練）など、住民に多大な騒音被害をもたらす、事故の危険にさらす米軍機の訓練を中止させること。
11. オスプレイの横田基地配備に反対すること。
12. 米兵犯罪を抑止するとともに、国内での米兵犯罪・事故は例外なく日本の司法権の対象とすること。
13. 旧日本軍の「従軍慰安婦」に対する謝罪と補償をおこなうこと。
14. 治安維持法の被害者とその遺族に対して謝罪と補償をおこなうこと。
15. 空襲被害者をはじめ、すべての戦争被害者に対して補償をおこなうこと。

【区に対して】

1. 全国の「非核平和都市宣言」自治体との交流を継続し、拡大すること。
2. 上記の取り組みを通じて「非核平和宣言」自治体の総意としてすべての核保有国に「核実験の禁止」と「核兵器廃絶」を訴えていくこと。
3. 引き続き、区長も広島・長崎の平和式典に参加すること。

4. 戦争体験の継承事業を行うこと。
5. 「平和の旅」を区内高校生や一般区民にも拡大すると同時に、沖縄も行き先として拡大すること。
6. 第5福竜丸保存館を社会見学先に取り入れるなど、子どもたちの平和学習の取り組みを強化すること。
7. 中学生平和の旅の感想文集をホームページなどで、多くの人が見ることができるようになること。

板橋区長 坂本 健様

2016 年度板橋区予算に対する
地域予算要望書

2015 年 12 月 11 日

日本共産党板橋地区委員会
日本共産党板橋区議団

2016 年度予算に対する地域要望

- ときわ台駅北口のバリアフリー化を鉄道会社に求めていただきたい。
- ときわ台駅前のバス停の電気が切れたままです。バス会社に連絡してください。
- 西前野公園、常盤台北口公園、見次公園、志村第三公園のトイレを改善していただきたい。
- りそな銀行角からつながる放置自転車が歩道部分を狭くして歩行者が歩きにくくなっています。ロータリー部分だけでなくここも合わせて整理をしていただきたい。現在もあまり効果が上がっていません。
- 前野小学校前のバス停の歩道橋下に「街のシルバーシート」を設置してください。
- 常盤台公園にあるトイレに「だれでもトイレ」を作ってください。
- コーシャハイム向原内に公衆トイレを作ってください。
- 環状7号線・武蔵野病院前交差点を歩車分離信号にしてください。
- 放36号線(要町通り)の延伸について、騒音や排ガス対策、緑化など、周辺的环境に十分に配慮してください。また、地元小茂根に暮らす住民の生活が分断されないよう、歩行者横断帯を確保してください。
- 台橋通り、東新町2丁目8番～東新1丁目49番、および東新町2丁目19番～東新1丁目34番の道路のカラー舗装化するなど、歩行者の安全確保をはかってください。
- 都立城北中央公園の拡張事業を中止し、計画を見直し良好な住宅街を緑・公園との共存を図ること。
- 小竹向原駅から区役所を結ぶコミュニティバスを早期に実現すること。
- 小茂根2丁目と大谷口北町境の「エンガ堀」歩道を改修すること。
- 都道201号・高島平1丁目4番(西台中)と5番の一方通行出口にカーブミラーを設置してください。
- 旧高島第七小跡地利用で、地域の人が使えスペースを大幅に拡大すること。
- 旧若葉小学校跡地に建設予定の施設について、事業者と地域住民との意見交換の場を定期的に設けること。
- 若木2・3丁目地域の洪水対策をすすめてください。
- 若木通りの電柱を地下に埋設し、車いすでも通行できるよう歩道を整備してください。
- 補助238号線ときわ通りと西台中央通りの交差点に信号機を設置してください。
- 環8本線に接続する補助249号線区道の擁壁の緑を枯らすことなく、維持管理すること。
- 浮間舟渡駅前のスポーツ公園を災害時の一時避難場所や町会のイベント、お祭りなどの広場として地域に開放してください。
- 高島通りと環八の交差点の交通安全対策に取り組んでください。

- 志村 3 丁目駅前のマクドナルド周辺の放置自転車対策を強化してください。
- 志村、坂下、小豆沢地域に認可保育園を増額すること。
- 東武練馬駅臨時改札口前の区営駐輪場を拡充してください。また、東武練馬タウヅ周辺にエレベーターを設置してください。
- 東武練馬駅臨時改札口の改札時間の延長を東武鉄道に求めていただきたい。
- 東武練馬駅北口踏み切りについては、一方通行とする要望が出されている。練馬区側商店街との話し合いがスムーズに行えるよう、区がコーディネーターすること。
- 赤塚一中の校庭側の道路は、大宮バイパスからの抜け道になっていて、猛スピードで走り抜けていく車があり危険な状況です。早急に同校周辺をスクールゾーンに指定し、通学時間帯の自動車の進入を禁止してください。
- 高島平二丁目町会内に郵便ポストを設置してください。
- 高島平緑地の 4 丁目にベンチを設置してください。
- 徳丸二丁目区営住宅にエレベーターを設置してください。
- 徳丸不動通りに、路上パーキングを設置するよう関係機関に働きかけてください。
- 徳丸橋から高島一中までの両側の歩道を広くしてください。
- 都道 4 7 7 号線西台駅から舟渡大橋へ向けた歩道を拡幅してください。
- 西台駅の東口にもエレベーターを設置してください。また西口に常時、人を配置してください。
- 新高島平駅の高島平 7 丁目に出る口にもスロープを設置してください。
- 新高島平駅にタクシー乗り場を設置してください。
- 和光市と共同して早く水道橋に歩道を付けてください。
- 三園 2 丁目に公園をつくってください。また緑を増やしてください。
- 三園 2 丁目に集会所をつくってください。
- 成増公園にゴミ箱を設置してください。
- 旧三園中継跡地の瓦礫を撤去してください。
- 東武東上線の下赤塚駅舎の 2 階ではファミリーレストランが営業しています。利便性向上のためにエレベーターやエスカレーターを設置し、北口と南口を行き来できるように改善してください。
- 赤塚・成増地域に公立保育所を新設してください
- 成増団地建て替えに伴い発生する余剰地に都営住宅や高齢者福祉施設を作ってください。
- 成増 3 丁目東京税務署官舎の跡地には、保育園や公園、高齢者施設などに活用できるようにしてください。
- 赤塚庁舎前のバス停に屋根をつけてください。
- 赤塚庁舎レクリエーションホール・集会室に 12 時のチャイムの音がイベントに影響をもたらすので入らないようにしてください。

- 東京メトロ地下鉄赤塚駅に駐輪場をつくってください。
- 東京メトロ地下鉄赤塚駅出口2にエレベーターの設置を早くしてください。また設置する土地探しを東京メトロが行っており、練馬区と土地確保について協議してください。
- 東上線成増駅と下赤塚駅周辺の駐輪場を作ってください。
- 下赤塚駅周辺の民間の駐輪場の利用料を、区と同じ料金になるように利用者に補助してください。
- 下赤塚、成増駅の開かずの踏切対策をしてください。
- 仲町地区・富士見地区に高齢者の介護施設をつくってください。
- 中山道くんだり方面「大和町」バス停は、富士見病院・大和病院に通う患者が多いので、緊急に雨屋の設置をしてください。
- 中板橋駅の北口側へエレベーターを設置し、北口改札口を出たスペースの拡大とスロープを含むバリアフリー化を図ってください。
- 中板橋駅周辺の放置自転車対策として、公道に面した駐輪場の確保を緊急に進めてください。
- 中板橋駅の南口側を、駐輪場の地下化とともに半ロータリー化を図り、駅前広場を作ってください。
- 幹線道路に阻まれている都営三田線の板橋本町駅のゆめパーク側と大和病院側の出入り口へエレベーターを設置してください。
- ときわ台駅の開かずの踏み切り対策を強力にすすめてください。
- 中根橋の橋の改修工事について、当初の設計図のように、住民が憩えるスペースを入れた改修計画を再度検討してください。
- 栄町保育園の建設工事後の新園舎での運営は近隣住民との定期的な協議の場をもって進めてください。
- 石神井川周辺で発生しているの目にまわりつく虫の対策を強化してください。
- 石神井川の清掃を強化してください。(雨天時は強烈な悪臭で困っているのです)
- 氷川町、大和町、中板橋、双葉町、栄町、常盤台1丁目の石神井川沿いのブロック舗装をカラーロードにするための改修工事を、できるだけ早く進めてください。
- 富士見団地の建て替えにともない生じる余剰地について、高齢者・障害者の施設とあわせて保育園の新設も入れるよう、東京都に働きかけてください。
- 富士見町20番地の都営住宅が建て替わりましたが、環七通りを渡るのに横断歩道まで遠くて大変です。板橋第8小学校の方に渡ることでできる歩道橋にエレベーター・スロープを設置してください。
- 区立氷川児童遊園から環七側の道路に出るところにカーブミラーの設置をしてください。公園から急に子どもが飛び出して危険です。
- 南常盤台2丁目都営アパートにエレベーターを設置してください。
- 大山西町都営団地は、現在居住者がいないため、夜間は周辺が暗く大変危険です。夜間

も安心して通れるようにしてください。

- 幸町集会所は廃止しないでください。
- 中丸児童遊園内集会所を廃止しないでください。
- 大山交通公園改修について
 - ① 交通公園としての機能を残すこと。
 - ② 現在の管理等にエレベーターを設置し、地域住民が利用できるよう集会所を残すこと。建て替える場合は②の要望を取り入れて施設をつくること。
 - ③ できる限り樹木を残すか、植樹をして緑豊かな公園とすること。
- 大山西町都営住宅建替えに関して
 - ・ 計画はプランの骨子の段階から区長・区議会に報告をしてください。
 - ・ 計画にかかわって以下の住民要求を受け入れるように配慮していただきたい。
 - ①居住者は高齢化しているので、高齢者向き保健、介護施設の併設を。②保育園建設に関係者の意見の反映を。
 - ・ 植樹を中心に、緑化を十分に行うこと。
 - ・ 散歩道を取り込むこと。
- 大山駅近辺に当日利用自転車駐車場があることを知らせる看板が目立たないので、目立つように設置し、さらに増やしてください。
- 大山駅東口改札口を終電まで開けてください。
- 大山駅近辺の当日利用自転車駐車場をさらに増やしてください。
- 大山小学校跡地について
 - ① 図書館、集会室、音楽練習室、介護予防施設・介護施設などを含む複合施設、防災拠点としてください。
 - ② 建設に際しては、近隣住民の意見、要望を取り入れること。
- 板橋第5小学校の周辺に散歩中の人が一休みできる「街のシルバーシート」などを設置してください。
- 大山駅南口の開かずの踏切対策を強力にすすめてください。
- 大山駅近辺の国税局跡地は緑化し、児童公園にしてください。
- 加賀地域の石神井川周辺で発生するユスリ蚊の対策を強化してください。
- 金井窪の出水対策を強化してください。
- 熊野町35-7付近の出水対策を強化してください。
- 幸町のスーパーイイダ前の出水対策を強化してください。
- 大山東町9-10の雨水・排水対策を強化してください。
- 中丸児童遊園の蚊の対策をしてください。
- 首都高速5号線の拡幅工事に伴う振動対策を強化してください。
- 高速道路高松ランプ周辺の騒音・振動対策を強化してください。
- 中丸いこいの家のお風呂を廃止しないでください。

- 中丸いこいの家の夜間・休日利用時に管理人を常駐させてください。
- 大山西町保育園は0歳児からの入園を可能にしてください。
- 都営三田線板橋区役所前駅の区役所側のエレベーターは乗り継ぎの場所がわかりにくい。わかりやすい案内板を、大きな字等で表示してほしい。
- 下板橋駅前集会所について、①エレベーターを設置すること、②清掃不行き届きが甚だしいので、清掃は毎日行うようにすること。
- 板橋1、2丁目に高齢者住宅をつくること。(開発建築物やマンションのフロアの買い上げなど、手法を工夫すれば、高層建築物中心の地域でも設置は可能なはずです。)
- 板橋1-19にある郵便ポストをJR板橋駅前に移設してください。
- 板橋駅前公衆便所に洋式便器を設置してください。
- 板橋1、2丁目に健康増進や趣味の活動ができるセンターの設置をしていただきたい。
- 清水町交番脇の公衆トイレを復活してください。
- 板橋四丁目の東橋に王子方向に向けた階段をつけてください。
- 都営地下鉄「板橋本町駅」A2出口(清水町側)にエスカレーターを設置してください。
- 都営地下鉄「新板橋駅」の板橋4丁目側出入り口を、階段の下(4丁目1番地の住宅側から、階段を上らずに駅に入れるように)に設置するよう、東京都に検討を求めてください。
- 板橋4丁目スカイプラザ(スーパーライフ)から金沢橋への道路の無電柱化を進めてください。
- 稲荷台、加賀地域と区役所をアクセスするコミュニティバスの検討をしていただきたい。
- 加賀地域に認可保育園を増設すること。
- 南板橋公園集会室・児童施設の建物は改築して現機能を保存整備してください。
- 板橋3丁目、本町、蓮沼町などにある井戸を、防災井戸にするよう働きかけていただきたい。また停電のときでも手動で動くように助成をしていただきたい。
- 本蓮沼公園内集会所のトイレを男女別、洋式にしてください。
- 家政大と加賀の間の道路の歩道に植え込みを作って、緑を増やしていただきたい。
- 都市計画道路87号線計画は、住民合意なしに強行しないこと。
- 蓮沼、小豆沢地域で、銭湯利用が不便になっている人たちへの手立てを講じていただきたい。
- 小豆沢公園のトイレを改善してください。

バス停の新設、運行の改善について

- 赤塚高台通りの区立成増小学校付近にバス停を設置するよう西部バスに働きかけていただきたい
- JR板橋駅前停留所にバスが到着しても、待っている客を乗せないで、「回送」表示で地域を無駄に一回りすることが、しばしば行われている。また、到着しても、時間を見計

らって、なかなか客を乗せようとせず、特に降雨時などは乗客から不満の声が出ている。サービスの改善を求めてほしい。

バス路線の延長・新設について

- ときわ台駅から板橋区役所経由の路線の新設してください。
- 舟渡斎場前（舟渡4-14-6）に停車する路線を新設してください。
- 練馬車庫発の石03（成増駅南口経由石神井公園駅ゆき）のバスを、光が丘公園東側から日大光が丘病院と都営地下鉄光が丘駅経由にしてください。
- 幸町・大谷口地域から、板橋区役所、老人医療センターへの路線を新設してください。
- 高島平中央総合病院（高島平1-69-8）を経由する路線を新設してください。
- 新河岸3丁目と駅をつなぐバス路線を新設してください。
- コミュニティバスりんりん号を新河岸3丁目へ延ばすことを検討してください。
- 高島平地区から成増駅に向かう路線を延長し、「成増駅北口」から高台通りを右折し、川越街道を左折、赤塚新町3丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る線（往復）のバス路線を新設してください。
- 高島平地区から成増駅に向う線路の「六道の辻」から直進し、川越街道を左折、赤塚新町3丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る路線（往復）のバス路線を新設してください。

バス運行時間の延長について

- 池袋駅東口発の池55（小茂根5丁目ゆき）、光02（光が丘駅ゆき）、練93（練馬車庫）のバスを夜10時台まで運行してください。
- 東武練馬駅発の東練02（志村3丁目駅＝志村車庫ゆき）のバスのうち、現行1時間3本の時間帯について、1時間4本に増発してください。
- JR板橋駅からの王子駅―板橋駅間のバスを夜10時台まで運行してください。

バス停等の改善について

- 王22（王子～板橋駅～王子）の路線で「行き先表示」「バス停表示」を改善してください。
- 区内のすべてのバス停について、屋根（雨よけ）、ベンチの設置をすすめてください。なかでも、住民の要望が強い次のバス停については、狭小地、地下埋設物などに対する特別の工夫もほどこして、早急を実現してください。
 - ◆ 環状7号線＝姥が橋、稲荷台、大和町、富士見都営住宅、中板橋駅入口、南常盤台、東山町
 - ◆ 川越街道＝大谷口上町、下頭橋、常盤台入口、東新町一、上板橋一、桜川

- ◆ 中仙道・山手通り＝仲宿、上宿、大和町、清水町、蓮沼町、東坂下二
- ◆ 王22路線＝板橋四、板橋三、加賀一、十条住宅、板橋給水場、区境
- ◆ 国際興業バス路線＝板橋1丁目停留所（巣鴨信金前）
- ◆ 赤51・57路線＝仲町出張所前、栄町、板橋第三（中）
- ◆ 池20、赤56路線＝高島平九
- ◆ 赤02路線＝大東文化大学、四葉町
- ◆ 東練01路線＝高島六の橋、高島第一（中）、新河岸都営住宅入口、グランド前
- ◆ 高01路線＝西高島平駅、高島第三（小）裏、高島平四、高島高校、赤塚公園、高島平警察署、
- 浮船02路線＝西台（中）、蓮根二、西台駅、地下鉄検車場、舟渡（小）、以上